

令和7年(2025年)第9回ニセコ町議会定例会 第3号

令和7年(2025年)12月18日（木曜日）

○議事日程

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 1号 請負契約の変更について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）
- 3 議案第 2号 訴えの提起について（ニセコ町特定公共賃貸住宅本通A団地）
- 4 議案第 3号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）
- 5 議案第 4号 ニセコ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 6 議案第 5号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 7 議案第 6号 ニセコ町教育交流センターの設置及び管理に関する条例
- 8 議案第 7号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 9号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 11 議案第 10号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 12 議案第 11号 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算
- 13 議案第 12号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算
- 14 議案第 13号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 15 議員派遣の件について
- 16 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（10名）

1番 高瀬 浩樹	2番 大野 幹哉
3番 高木 直良	4番 榊原 龍弥
5番 高井 裕子	6番 小松 弘幸
7番 斎藤 うめ子	8番 木下 裕三
9番 篠原 正男	10番 青羽 雄士

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町副会計	長者	田山藤福	中本村瀧井	人太伸	健
務課	長	黒桜阿	南木木	広敏幸	契志一
消防	舍整備室	南木木	木永	雄幸	雄則
企画	環境課	木永	永森	孝	孝則
企画	環境課	重山	口田	健	宏
税務	課長	長石	山田	国	国
町民	生活課	馬渕	山田	省	宏
保健	福祉課	市原	木口	丈	夫
農政	課長	橋本	田山	陽	介
農業委員会	事務局長	石森	山田	智	
農政	参考事務	佐々木	木口	由俊啓	香樹
国営農地再編推進室	長	浅片	木岡	康玲	二行
商工觀光	課長	阿中	野部	一茂	子
商工觀光	参考事務	中齋	川藤	理辰伸	登三
都市建設	課長	三佐	橋竹	信博	隆幸
上下水道	課長	荒木	木竹	徹公	視
上下水道	参考事務				
企画環境	課参考事務				
総務	係長				
財政	係長				
教育	長				
総合教育	課長				
総合教育	参考事務				
総合教育	参考事務				
こども未来	課長				
学校給食センター	長				
代表監査	委員				
農業委員会	会長				

○出席事務局職員

事務局長	記	加佐	藤藤	紀秀	孝美
書					

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、8番 木下裕三君、9番 篠原正男君を指名します。

◎日程第 2 議案第 1 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、議案第 1 号 請負契約の変更について（令和 7 年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3 番（高木直良君） 今回の設計変更についての説明の中で、設計当時は令和 5 年度とありまして、確認していた建物配置の変更があったということで変更理由が述べられております。この建物配置の変更というのは、具体的にどのような、およそでいいんですけども内容と変更になった理由ですね、打合せをした後に共同溝の設計をしてるはずなんですが、変更せざるを得なくなった時間的ななずれの問題について、説明を加えていただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

今回の設計変更の内容については、確かに高木議員のおっしゃるとおり、令和 5 年に一度建物の配置計画はしていたのですが、政策的なことはあまり詳しくないんですが、建物が 2 棟から 1 棟になったという計画を聞いております。それで今回は無電柱化の特殊な棊、要は人が入れてかつ耐震的な結構大きな棊で、1 基当たり棊だけで約 290 万円とかするんですが、それが必要なくなったことによる減額となります。

私から御説明できる内容はこの程度でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 今お話ありましたように、理由の説明の中に令和 5 年度に確認していたと。それを令和 6 年度に詳細設計したと思うんですけども、発注は今年度ということですから時間的にそういう打合せの時間は取れたのではないかと思うのですが、その辺のニセコミライの事業者と町のほうのこの共同溝設計者との間の打合せは脇から見てると不十分だったかなという印象を持つ

のですが、どうでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 企画環境課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただ今の高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

ニセコミライの関係につきましては企画環境課のほうで調整を行っているところでして、当町のインフラに伴う工事、それからニセコ町の実際に建てる建物等の調整につきましては、関係者が集まるミーティングを都度行っております。その中で、今詳細の資料が手元にはないのですが、今年度についても年度初め、それから予算等の執行時期に合わせた実際の工事を行う事業者さんも含めたミーティングというのを行っております。

ただ、ニセコミライにおいて住宅を建てていくにあたっては、どうしても資金繰りとかいろんなところを含めた調整というのが都度出でてきます。それは多分行政の感覚よりももっと早いタイミングで、いろいろな調整がなされていくものと思っております。そのスピード感のずれが若干生じたところもありますが、実際に大きく事業がなくなるということではございませんので、そこは随時このミーティングも含めた調整は行っていくようにしたいと思います。

いずれにせよ、民間とは今協力しながらやっている現状にあるというところの御理解をいただけたらと思っているところでございます。具体的な何が変更になったかっていうのは、改めてまた事務的に御説明できればと思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 請負契約の変更について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第3、議案第2号 訴えの提起について（ニセコ町特定公共賃貸住宅本通A団地）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今回実際に訴えを届けていくわけですけれども、私の解釈では現在も住まわれているという理解なんですけれども、これから進行によって裁判の場に出廷するようにとか、ちょっと想像すると経過はいろいろたくさん書いてあったんですけども本人が出廷もしない、あるいはもちろん退去もしないということになると、強制執行の場面が出てくるのかなと思うんですけれども、そういうことになった場合の対応といいますか、強制執行となるとかなり周辺にも異常な雰囲気が出ると思います。その辺の状況は想定されているかどうか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

今回の訴訟の件につきましては、強制退去の場合についても全て裁判所のほうに委ねておりますので、その辺の周辺の状況や何かにつきましては裁判所の指示に従って対応したいと考えております。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 執行する側は裁判所、全て用意してその手順があるそうですけれども、よく読み上げて、実際に強制的に荷物やなんかも出しちゃうというようなことになると思うんですけども、私が聞きたいのはそういう場合に近隣に住民が住んでおりますから、そういう意味ではちょっと異様な雰囲気の中で強制執行が行われるということになると、周りの住民の方への配慮などが必要かなと思っています。ある日突然、裁判の執行人が来て行為に及ぶということになりますが、その辺の配慮などは想定されているかどうかということでお聞きしました。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうから少し経過も含めてということですが、12月10日にこの議案を出させていただきましたが、近々で退去をされました。ということで、ここでは訴えの提起はそのままなんですけども、そういう状態になっておりますので、特に何か起こるとかということではなくて、保健福祉課のほうでいろいろ算段する中で近々で退去をしていただきましたので、その辺のところについては心配ないかと考えております。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 私もちょっと勉強不足ですけれども、こういった賃貸に入居するとき、恐らく保証人ということがあると思うんですけども、結局その保証人に連絡がとれているのか。保証人になってる方とそういうたいきさつっていうのがあったのかどうか。当然それもなくてこういった訴訟になると感じるんですけども、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

今回のこの訴訟の方につきましては職を点々とされている中で、保証人もその都度変わってはいたんですが、保証人の方にはその都度御相談をさせていただいてはいました。しかし、なかなか保証人の方も相談にはちょっと応じてもらえない状況というのが続いていたのが現状でございます。こちら側としては、滞納している家賃もございますので、何としても粘り強く対応はしておりました。

○議長（青羽雄土君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 訴えの提起について（ニセコ町特定公共賃貸住宅本通A団地）の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（青羽雄土君） 日程第4、議案第3号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第4号 ニセコ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今回は設置の基準を定める条例ということですので、実際の運営についてはこれから詳細が決まっていくとは思うのですが、概要は示されているのでちょっとお聞きしたいと思います。

こういった形でいろいろ子育て支援とかあるいは少子化対策の中で制度が生まれてきました。それで提案の説明の中にもありましたように、既に町としては一時預かりとかおひさまというスペースでいろんな対応されてる中に、新たにこういった誰でもっていうことで政府主導でできてくるわけですけども、いろんな種類の子育て支援が多岐にわたっているということで、既にホームページに載っているんですが、23年版ということで子育てマップみたいなガイドブックが掲載されております。これすごくよくできっていて、お母さんたちの有志がみんなでつくったというふうに解説がありました。今回また改めてこういう制度ができることによって一層多岐にわたるメニューができるわけですけども、23年版をさらに更新した形での子育てマップ、あるいは今の時代ですのでアプリでそういうものが簡単に見つけられたり紹介されることが可能ではないかなと思いますけれども、その辺もし何か考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 斎藤課長。

○こども未来課長（斎藤徹君） ただいまの高木議員の御質問にお答えします。

今お話にもあったように、幼児センターで一時預かりをしてたりファミサポがあつたり、また今回「こども誰でも通園制度」ができたり、結構いろいろな制度で子育てを支援しているというところで、ただそれぞれの特徴や使い方、意義が違っているのが特徴です。一時預かりはどちらかというと、幼児センターの専門的な職員によっての保育サービスで、親の都合によって預かるのが一時預かり、今回できる「誰でも通園制度」はあくまでも子どもたちに社会と接する場をというような建前でプラ

スアルファで実施していくと。ファミサポは集団保育的なことではなくて、どちらかというとベビーシッター的な形で柔軟に利用できて、共助によって行われている、助け合いによって行われている仕組みになります。

ただ、そういう制度がたくさん乱立してくることで、親御さんがどのような制度を使つたらいいのかっていうのが確かに分かりづらくなってくるのも現状だと思います。今の子育てマップはペーパーとホームページにPDFをあげているんですけど、今ちょっと内部的にも議論しているのはペーパーだと情報がすぐ劣化していくので、例えば、ホームページ版にするだとかリンクで見やすくするだとか、ちょっとまだアプリっていうところまでは議論には至ってないんですが、今後そういう便利なものもいろいろあると思うので、勉強させていただきながらできるだけ子育て世代の方に分かりやすく情報が伝わるような手立てをしていきたいなど考えております。御指導のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　確かにいろんな多岐にわたっているものをできるだけ分かりやすくというのは難しいと思うんですけども、それをぜひやっていただきたいなと思ってます。それと先行的に実施してきた自治体が全国にいくつかあって、その中で千葉市が先行してやったということで、実施主体の側の意見、それから預けた保護者側の意見をアンケートでとってるみたいなんですね。ホームページ見るとそういうのがありました。ですから、今後実施していく際にそういう先行実施の事例から何が学べるのか、何が課題なのかっていう点について、今の制度ですと月10時間というかなり短いと思うんですけど、そういうことなども今後どのように制度改正をしていくかということも必要になってくると思います。他の事例などもぜひ参考にしていただきたいと思っていますが、もし何か考えがあればお聞かせください。

○議長（青羽雄士君）　斎藤課長。

○こども未来課長（斎藤徹君）　先行自治体の事例など、我々も大いに参考にさせていただいているところでございます。今後志管内の市町村ともいろいろ連絡を取りながら、検討状況などそういうところも情報交換を進めているところです。そういう中で、先行自治体の意見と一緒に聞いたりして進めている部分もあります。国ほうもそういった先行自治体、あくまで今年度試験的にやっているところなんですけど、先行自治体の実施状況を踏まえた中で、もう何か月かしかないんすけれども、いろんな改善点なども国ほうでもまだ議論中というところです。今後まだまだ通知がいろいろ来る中で、そういうところを読み解きながら、ニセコ版のいいもので落とし込んでいければと考えております。

○議長（青羽雄士君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、議案第5号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

小松議員。

○6番（小松弘幸君） 20ページ、住民参加の手続についてですが、道立高等学校の規定に準じて制定するものなので手続きを要しないと説明を受けておりますけれども、あくまでも町立高等学校なので、果たして手続きを要しなくていいのか疑問であります。これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まちづくり基本条例54条第1項第3号が提案者が不要と認めた場合という規定でございますが、こちら町立高校の先生たちの給料ということになるんですが、基本北海道の先生たちと同水準で給与を支給するという前提に立っておりますので、今回のまちづくり基本条例に関しては第54条第1項第3号に該当するということで、住民参加の手続をしないとしたものでございます。道立高校の先生と町立高校の先生の給与に差が出るということは避けなければならないと考えておりますので、そのように判断しております。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 私から言わせると、道立高等学校だったら手続きを要しないかなと思うんですけども、あくまでも町立ですよね、ニセコ町の高校ですよね。だからこそ手続きが必要じゃないかなど私思ってるんですよね。その辺どうなんでしょうかね。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） おっしゃる趣旨はよく理解できます。政策的な御意見を徵収するという場合にこの 54 条を活用させていただいて、ニセコ町民の皆さんに広くお知らせをしてどうなんだということをやるべきという御意見になると思います。今回については、町だからといって、例えば、道立の水準より低く我々が提案するという選択肢は考えづらいということもあり、逆に新たにできる学校なので道立の水準よりももっと高く、きっちと手当てるんだということまでに至るような趣旨も特にございませんので、ここは道立の水準に合わせるという選択肢のみしかないんだろうと。実際にルール的にはできたとしても、事実上は道立の趣旨に合わせるところの選択肢しかないんだろうという考え方の中で、政策的に御議論いただいて、高くする低くするというようなところには至らないだろうという判断のもとに、同一なのでここについては御意見をいただくまでには至らないのではないかという考え方の中で、提案をさせていただいたということでございます。

○議長（青羽雄土君） 高井議員。

○5 番（高井裕子君） 国際高校のこの今回の条例で、今まで道から給料が出ていたかと思うんですけども、今後はニセコ町からということになり交付金等もあると伺っています。ニセコ町の負担はそんなでもないというような説明が以前ちらつとあったかなと思いますが、ニセコ町からの支払いはどれくらいになるのか、当然先生によって給料が違うと思うんですけれども、例えば 100 万なのか 1,000 万なのか 5,000 万なのか、大まかな金額が分かると非常にありがたいかなと思います。

○議長（青羽雄土君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 今の御質問なんですけども、今数字持ってきてないもんですから、明確にいくらということでの御説明はできないんですけども、先ほど高木議員の御質問にありましたように、どういう先生たちが来るかということで支出の額はかなり変わってくると思っております。ニセコ国際高校の先生が来ることによる交付税措置はされますので、その金額ちょっと今手元にございませんが、来る先生によっての支出、俗に言う単費の負担は変わってくるかなと思います。

ちょっと御質問とれますけども、来年度から全日制の先生たちが増えていき、最終的に 20 人ほどが国際高校の先生として勤務されることになります。それに合わせて定時制の先生方がだんだん減っていくということになります。

○議長（青羽雄土君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの高井議員の御質問なんですけど、補足として定時制の教員の場合は、県費負担教員ということで道教委が払っていくと。それと全日制に至った場合は、町のほうの職員となって町が負担することになりますけど、国のほうから交付税措置として大体平均で 7 割ぐらいの部分が交付されるというふうには聞いてございます。実際には赴任した教員の一人一人の金額を道教委からいただいて、それをもとに具体的な給与が今回条例のとおり決まっていくというような形になりますので、大体 7 掛けで交付税措置される部分で対応していくということになってございます。

○議長（青羽雄土君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高井議員の御質問にお答えしたいと思います。

今令和 8 年度の予算を集計中でございますけども、今現在大体 1,000 万ぐらいの乖離があります。

ただ、先ほど教育長からもお話ありましたとおり、教員の年齢層だとかそういった福利厚生の部分は相当変わってきますので、その配置によって若干のあれがありますが、いずれにしても令和8年度については今精査を行っている最中でございますので、また3月定例議会のときに明らかな乖離の部分が出てくるかなと思っております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 同僚議員の先ほど来の質問、1点目はいわゆる基本条例に規定するところの政策案件に満たないというような発想について、少し違うんじゃないかなという観点からお話しされたと思うんですけども。教職員の給料法に関して定時制高校については県費負担とするということで、全日制についてはそれぞれの市町村の負担とするというような決めが決まっているだけであって、どこどこの給与法を使いなさいという規定は一切ないということ。ということは、それぞれの高校において、どういう教職員をどんなふうに使うことがより最大限の教育効果をもたらすかという政策的なことの根本ではないかと、私は思うんです。ですから、それに伴って市町村の独自性が生まれて、それに沿って充実した市町村立高等学校が運営されていくと。まずそういう基本があるんじゃないかと。それをないがしろにして、右向け右で同じくやっていれば事足りるという発想は私は避けるべきである、まず一番最初に根本的にあるものはそこに視点を置くべきだと私は思います。ですから、先ほどの副町長の答弁に関しては疑義を申します。

また、あわせて北海道教育委員会から教職員をもらうという発想も、私は捨てるべきだろうと。ニセコ町立ニセコ国際高校となった場合については、ニセコ町教育委員会がニセコ町が主体性を持ってこういう教員をニセコ町に配置してもらう、そのぐらいの気概を持っていかないとニセコ国際高校の運営についてはなかなか難しくなっていくんじゃないかと感じています。それに関して、何か答弁あればお願いいいたします。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 実際に議員御指摘のとおり、町村立の全日制ということであれば町村独自に給与、あるいは、先に授業料ですか入学検定料も道に倣うというようなことで御提案したところでございますけれども、正直良い先生に来ていただきたいということであれば、それなりの給与を当然提示して求めるということでございます。そういうことも含めて検討した結果、実際にニセコ町に来てまた道立学校に戻るとか、そういういろんなことがございますので、気持ちとしては町として独自の財源で教員を求めたいという思いは強いのですが、そういう制度的なことも含めて今回道の基準に準じてというような形で対応させていただいているところでございます。議員御指摘の考え、発想については、私も十分その辺り踏まえた上で今回提案させていただいているところでございます。よろしく御理解のほどお願いいいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（青羽雄土君） 日程第7、議案第6号 ニセコ町教育交流センターの設置及び管理に関する条例の件を議題とします。

ここで、提案書提案者より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 御審議いただく前に訂正をさせていただきたいと存じます。

23ページでございます。条例本文ですが、下から7行目、附則の第1項 施行期日が「この条例は、公布から施行する」と記入されておりますが、これは間違いでございまして、「この条例は、公布の日から施行する」と訂正いただきたいと存じます。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 訂正の説明が終わりました。

それでは、ただいまの件について質疑はありませんか。

斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） ただいまの23ページ下、経過措置のことなんですが、寮のことでお聞きしたいと思っています。この説明、経過措置として「令和7年度中に希望ヶ丘寮に入寮している生徒の令和8年度以降の使用料については、ユニットを使用する場合を除き、別表第1の規定に関わらず、1か月を3万5,000円にする」とあります。ここで2、3お聞きしたいんですけども、来年から新寮に入寮することができます。教育委員会のほうにもいろいろお聞きしましたら、ここちょっと説明不足じゃないかなと思ったんですけども、今現在は希望ヶ丘寮とそれから間に合わないという

ことで臨時寮を建ててそこに入ります。来年は新寮ができると、これ入寮する生徒の数は70名以上ですか、入寮できるんですけれども、この説明だとユニットを使用する場合を除きっていうことは、この3万5,000円は新寮には該当しないということになりますよね。それで当初はですね、臨時寮はあくまでも臨時の措置として、希望ヶ丘寮に入りきらない生徒たちを臨時寮に入寮させたと思うんですけども、来年からは3つの寮があるんですけども、一つはこの3万5,000円とした根拠ですね。そして教育委員会にちょっとお聞きしたんですけども、臨時寮は当初教職員が将来利用するというふう伺ってました。それで新寮は全てユニット形式になるっていうことは、新寮には入れない。そうなると希望ヶ丘寮は閉鎖することになりますか。ちょっとその辺のところ、もう一度丁寧に説明していただいた上でまた質問をさせていただきたいと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） すいません、説明で混乱をさせてしまっているようでございますので、お詫び申し上げます。

まず新寮についてですけれども、ユニット形式の部分と個室が1階と2階にそれぞれ4室ずつございます。普通に1人ずつ入った場合には定員は68なんですが、そこに2人入ると70名ちょっと超えるぐらいになるということなんです。今回附則の第2項で「ユニットを使用する場合を除き」と書かせていただいておりますけども、こちらについては新寮の個室を利用していただくというのが一つと、先ほど名前出てました臨時寮に入っていた場合の利用料についてということで、その利用料について今の定時制の生徒たちが入るにあたって3万5,000円としたいということでございます。

希望ヶ丘寮につきましては、生徒が使う寮としては令和8年度から使用しない予定でございます。それから、臨時寮を教員住宅にという話だったですよねという部分については、生徒が入らなくなつた場合ということで当初からお話をさせていただいたかと思います。常に定員いっぱいの生徒が来て寮がいっぱいになることが望ましいのかもしれないですが、今後生徒の数が減って寮に入る人数が少なくなったときに、臨時寮については教員住宅として利用できるということで説明させていただいたございました。

それから3万5,000円の根拠ということでございますが、現在の寮費は3万1,200円ですけども、本来は今年度から寮費を上げるべきだったのかもしれないですが、新寮もできるということで、臨時寮については希望ヶ丘寮の別館という位置づけにいたしまして同じ金額でやってきましたが、今人件費ですとか物価高騰も踏まえて1割強の値上げになりますが3万5,000円ということで決定させていただいたということでございます。

○議長（青羽雄士君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 今の阿部参事の説明でしたら、新寮にも個室があつてそこにも入るわけですね。そうするとこの条例によると7万円と個室が8万5,000円以内でしたか。この値段の差ですね、月額5,000円、すごい差があるんですけども、今説明はされましたけれども納得いくのかなという感じがします。

今年入った生徒さんは来年希望ヶ丘寮を出て臨時寮あるいはユニット形式でない新寮に入る

ということになるわけですか。それで、寮の振り分けっていうんでしようかね、臨時寮に入っても新寮のユニットでない個室に入っても値段は同じというふうになるわけですね。そう想定すると来年、平成8年から新寮に新しく入った生徒はそこで寮生活を送るわけですけれども、まだユニットのスペースもかなりあるんじゃないかなと思うんですけども、それはどういうふうに活用をするのか、空いたままでいくことを考えていらっしゃるんでしょうか。そこも説明していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） まずユニットと1階・2階の各個室の料金差ですが、部屋の広さがそれぞれ違いまして、ユニットは自分のベッドと机がある個人の居室になる部分が約3.5畳ぐらいのスペースになります。そのほかに談話室があったり水回りを共用したり、食堂は別にあるんですけども、ユニットはそういうつくりになっています。1階・2階の個室は1階が約5畳、2階は7畳ぐらいの広さがあるんです。それでこちらについてのそこも3万5,000円なのかというお話をございましたけども、今のニセコ高校の寮生については、この個室を2名で利用していただくということを想定してございまして、料金を3万5,000円とさせていただくつもりでおります。

それからユニットの空きが生じるのではないかということでございますが、令和8年度については何名生徒が応募してくるかというところがまだ不確定ではありますが、当初の我々の読みでいくと、ユニットの部屋には空きは出るだろうと考えてございます。それが令和9年、10年と全日制の生徒が入ってくることによって、埋まっていくということで考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） もう一つだけ伺いますけれども、今阿部参事が説明してくださいましたけれども、差をあまり感じないように配慮していく考え方で、広い個室は2人で利用するとか3万5,000円に抑えるということで予定されているわけですね。実際に来年どれだけの生徒が寮に入るかっていうことでまた調整もあるかと思いますけれども、せっかく寮に入るのにあまり差を感じないほうがいいんじゃないかなと思って伺いました。はい、分かりました。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斎藤議員の御質問の中で、今回は定時制の生徒に対する特例の対応ということをまず前提に御理解いただければと思うんですよね。定時制の生徒、今の1年生2年生は実は新寮ができるのは知っていたんですけども、寮費が7万円になるとか、そんなに高くなるということは承知していないで通学しているという状況がございました。これまででもその点について御説明させていただいて、定時制の生徒については給食とかいろんなことも含めてですね、入ってきたときの条件を何とか卒業までは維持したいというのが根底にございます。

しかし、新寮に入るにしても、1人部屋に8万なにがしで入るところを安くするのはちょっと問題もありますので、2人部屋で利用していただき、料金は3万5,000円というような経過的措置をとろうと。定時制の生徒は卒業するまではそういう状況にありますけども、全日制の生徒全体が入る場合、寮生の人数、たくさん希望者がいる場合はそういう2人での使用もありますよということになります。

そういう場合は改めて料金は別に設定することになるかと思いますけれども、今回のこの経過的

措置の中の 3 万 5,000 円というのは定時制の生徒が卒業するまでの臨時的な経過措置ということでここに記載しているところでございます。御理解いただければと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 22 ページ、第 5 条（3）の「特別な理由があると教育委員会が認めたもの」とありますが、これはどういった理由が挙げられるのか。いくつかの事例を挙げて説明願いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 具体的にこういう場合ということは現在まだ想定はできていないんですけども、まず 1 号で生徒、2 号で移住体験ですか研修、交流等目的ということでインターン生など一時滞在するということが挙げられてございます。その中でほぼ網羅できるかなとは思っているんですけども、何らか想定していないようなことが起きて、これはぜひ入れるべきだ、入ってもらうことが必要なのではないかということが出た場合のために、特別な理由があるということで 3 号で決めさせていただきました。今現在、具体的に想定しているようなものがあつてということではございませんので、御了承いただきたいと思います。

ごめんなさい。すぐに訂正であれなんですが、留学生なんかがもしあれば、この 3 号で入寮を認めるという形を想定しているということでございます。失礼いたしました。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○3 番（高木直良君） この条例の運営規則ですけれども、現行と比較しますと現行の規則においては食事費が月額 1 万 8,500 円、貸室料として 1 万 2,700 円というふうに分けて明確に書いております。それからホームページにおいては寮費、食費、施設使用料、括弧書きです。月額 3 万 1,200 円と先ほどのトータルの値段が書いてあります。そのほかに寮運営費年額 1 万 2,500 円という額がホームページには載っています。

今回の規定でいきますと入寮費は年度当たり 1 万 5,000 円となってます。私は入寮費という言葉から想定するのは、新しく学校に入って寮に入るというときは 1 年ずつ契約するのではなくて、入学して卒業するまでという契約になるのではないかと思ってます。そういうことからいうと、入るときに 1 回払うのが入寮費ではないかと思います。

ただ、こういった年度あたりということになりますと、今紹介しましたホームページで載せてるような寮運営費年額いくらと記載したほうが、読み取る側としては誤解がないと思うんですけども。トータルで 7 万円以内とか 8 万円以内ということで、食事費等のかつていうことで、食事費と室料分けられておりませんけれども、この辺の説明についてお願いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） これまでの規則の書き方との整合性はどうなのかというお話かと思います。入寮費が今年額 1 万 5,000 円ということで、これは 1 回こつきりじゃなくて毎年いただくという予定で入寮費という言葉を使わせていただいております。内容といたしましては、共用部分

を含む大がかりな清掃業務を毎年行いたいということと、入退室管理システムを導入するのですが、そちらの更新作業等でかかる経費を入寮費という名目で年額1万5,000円徴収させていただきたいという考え方でございます。入寮費という書き方が誤解を招くのではないかという御指摘でござりますけども、そちらにつきましてはまた内部で協議しまして、訂正が必要であれば改正手続を踏みたいと思います。

それから使用料につきましては、これまで部屋代いくら、食費いくらという形になっていたものをまとめて月額いくらという形にさせていただきましたけども、想定している金額はそれぞれございますので、月額いくらという一本の形で表示させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 入寮費はやはりいくつか事例があるようなんんですけどね、1回だけとする学校と今おっしゃるようにニセコで想定しているように毎年取ってる学校があるようです。ただ、今のホームページでは入寮費という書き方じやなくて、寮運営費年額いくらと書いています。私はそのほうが言葉の上で誤解がないんじゃないかなということでお聞きしました。

それと内訳は書かないということですが、ホームページでも結構ですけども、想定してる食糧費と貸部屋の料金と分けて説明したほうが、親御さんたちあるいは本人たちにも親切じゃないかなと考えますので、御検討いただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 今の御指摘につきましては改めて検討し、どういう公表の仕方がいいのかというあたりも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 1点お伺いいたします。今回の寮の管理運営の体制についてどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。現行は定時制の生徒さんがまだおられるということで、定時制の生徒さんを主体とした管理運営の部分も含まれたものになっていくのかなと思いますけども、年々生徒が増えていくことが想定されるのであれば、現行の管理運営に当たる体制も大きなものになっていくことも想定されます。例えば、生徒の生活指導は2人ぐらいを予定しているとか、また管理人も複数体制としていくらとかっていう、その辺どのような管理運営を考えられているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 給食の提供と管理の業務につきましては、民間業者の方に委託する予定でございます。その中で委託事業者への管理体制といたしまして、今寮の管理者においては御夫婦で住み込みで管理を担っていただくということを想定してございます。そしてその方たちに寮生の見守りというか、そういうところも含めてやっていただくことにしてございます。

それと別にハウスマスターの採用を予定してございまして、生徒たちの生活指導ですとか相談業務、緊急時の対応等をやっていただくことにしてございます。呼び方は様々でございますけども、寮

でサポートする方として2人を想定しているものでございます。臨時寮についても管理業務の中で見回り等してもらうという予定をしてございます。

○議長（青羽雄士君）ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 ニセコ町教育交流センターの設置及び管理に関する条例の件を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（青羽雄士君）日程第8、議案第7号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

小松議員。

○6番（小松弘幸君）この条例改正について、宿泊事業者のほとんどは賛成していると説明を受けておりますけれども、果たして何十%の事業者さんが賛成されているのかお答え願いたいのと、28ページの意見の有無に関して2件となっていますが、この内容について公表していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）税務課長。

○税務課長（鈴木健君）ただいまの小松議員の御質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、全宿泊事業者約150件弱ニセコ町内で営んでいらっしゃる中で、全件に確認をしているわけではございませんので、そこに関して正確な数字で何%ですとか何割というようなお話を申し上げることはできません。そこについては申し訳ありませんが1件1件を確認しているわけではございませんので。

ただ、例えば9月に実施しましたアンケートの中では、私どもも恣意的に定率制への移行に関して賛成か反対かというような聞き方をしております。それに関するお答えする選択肢については、賛成か反対の2択で伺っております。どちら分からないとかどちらでもないというような紛れのない質問でお答えをいただいている中では、6割強の方から賛成をいただいているというのが実情です。

あと10月の宿泊事業者様との意見交換会ですとか、11月の使途に関する宿泊事業者様との意見交換会を通じた中で、町長も同席いただいてますし、商工観光課長もその都度全部一緒に話を聞いていただいている中で、明確に反対という表明をした事業者様はその中で私の記憶では2件というふうに記憶しております。

もう一つ、パブリックコメントで2件意見をちょうだいいたしました。2件について1件は私どもがパブリックコメントを募集するにあたって、お示しした資料の書きぶりに関するアドバイスというか、もうちょっとこういったところを書いてもらったほうがいいよというような内容なので、改正に関する部分というところではない御意見が1件、もう一つに関しては基本的に反対という御意見でした。いくつか項目はあって、実際にそれはホームページのほうでも公開しておりますので御覧いただければと思うんですけれども、まず一つあったのはやはり時期早尚じゃないかと。去年11月から導入したばかりなのにまた変えるのかというような御意見ですとか、その御意見をいただいたのは宿泊事業者様だったのですが、そちらの運営上の部分の負担ですとかそういった部分を御意見としていただいたというところでございます。

実は御意見をいただいた方とその後私どものほうでいろいろやりとりをさせていただいて、実際に運営の状況ですか経営の状況といったところのかなり深いところまでお話を伺うことができました。どういうシステムを使ってるとかこれからどういうふうにシステムを改修していくのかっていうような部分も、実際に事業者の皆さん非常に御自身たちの中でいろいろ情報収集をして勉強なさってて、そういう部分でいろいろ対応していただいているっていうのが分かったもんですから、今後仮に私どもが改正という方向にかじを切るというような状況になった場合には、御意見をいただいた事業者様からもいろいろ示唆に富むお話をいただいたので、そういう部分の御負担ですか御懸念になる部分を解決する手段を来年度の導入にあたっての支援策の一つとして、ぜひ検討していきたいと考えております。そういう部分での準備もしておりますので、そういうところで御意見をいただいてそれっきりということではないと。そこに関してのキャッチボールもさせていただいているということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今回の改正の大きな理由の中に、事業者さんの負担が軽減されると。道と町という二本立てでいくよりは、一本で徴収したものを町が仕分することあります。それで今の回答の中にもありましたけれども、現在定額制でシステムを運用していると思いますけれども、システム改修はどこかで出てきますよね。その負担に対して何らかの支援策ということなんですが、例えば具体的にどのような支援策をどの時期にという計画があるか、今分かってる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

具体的に決まっているものはまず一つもございません。これから予算要求していく段階ですので、あくまで商工観光課と連携して、担当者として今想定しているのはそのシステムという部分も含めて、やはり今回の改正に関わらず2年前に宿泊税を導入するという段階で、事業者様の御負担をかける、新たに増やしてしまうというのは明白でございましたので、特に中小の事業者の皆様、まだそういったシステム化ですとかDXとかキャッシュレスといった部分を導入していない事業者の皆さんに対しては、宿泊税をきっかけにそういったことの導入に踏み切っていただきて、今人材不足ですのでそういった部分での省力化につながるようなことを支援させていただければというところは、当初導入のときから思っておりました。

導入当初につきましては、プッシュ型の交付金という形で皆様にお配りしたんですが、今回につきましてももちろん具体的にシステムを改修するというはっきりとしたコストがかかるものに関しては、きちんとそこに関しても支援をすると同時に、もう1回DXですかキャッシュレス化といった部分に関して、この宿泊税をきっかけに事業者の皆様に、例えば機材の提供をするですか、ニセコ町独自の何か宿泊税の計算するようなシステムを開発する会社と一緒にになってつくっていくですか、そういうものも不可能ではないと思ってます。

特に今回定率制になるということと、何か昨今事業者様との意見交換会の中でお話を聞いていたのですが、いわゆるOTAという旅行の予約を受け持つてくださる事業者さんのほうで、宿泊税と一緒に計算してくれなくなってきた傾向があるということで、そうなると結局お泊まりいただいた事業者さんで宿泊税だけ別途決済するというケースがこれから増えてくると。これはニセコ町に限らずなんですが、全国的に宿泊税が増えてくる中で、旅行業者の中ではもう面倒みきれませんという感じになってきているというお話も、事実関係確認していないのですが、伺っております。

そうなってくると、やはり現地で現金決済するよりも、きっちりそこでキャッシュレスっていう部分を浸透させることはかなり有用になってくるかと思いますので、あくまで今現場の部分での想定ではございますけれども、そういったところに関する支援策っていうのもいろいろアンテナを張って情報収集しながら、使い勝手のいいもの、昨日もお話ししましたけれども、税がきちんと事業者様の中で取り扱っていただけることが宿泊税を維持する根幹になってきますので、そこに関しての努力は怠らないでいこうと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 先ほど御紹介ありましたように、いろんな場面で説明をしたりアンケートをとったりということありますが、やはりかなり短期間の間の変更、それに伴う説明だったということで、かなり難しい業務をこなされたと思います。ただ、その中でやはり説明不足だったり、十分伝わってなかつたりっていうこともあったかと思います。そういう意味で、今後システム改修の問題もそうなんですけれども、やはり十分丁寧に意見を聞いたり説明をして、進めていただきたいと思っております。

それでアンケートに関しては、かなりたくさんの項目が出ていて、その中には使途に伴うもの、あ

るいはニセコの観光振興に関わるいろんな提案、個人の事業者さんからの提案がたくさんあったかと思うんです。そういう意味でいうと、今度は使途のほうですけれども、提案されていることも含めて今後十分丁寧に使途については検討していくべきだと思いますけれども、総括的に見て今のお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　馬渕課長。

○商工観光課長（馬渕由香君）　高木議員の再質問にお答えしたいと思います。

使途に関しては何度か御説明しているとおり、今後も上半期下半期に分けながら、事業者との意見交換の場を設けていきたいと考えてございます。現場に来られない事業者も含めた中のアンケート取りもしていくことは、今後続けていきたいと思ってございます。

また、それらの意見を集約し、内容によってはニセコ町がやるべきこと、例えば観光協会がやるべきこと、そういったすみ分けをしながら内容を検討しつつ、あとは観光審議会のほうに内容をお伝えしながら、町の考えをそこで出しそこで検討いただき、予算化を図って議会に提案するといったような流れは、今後とも続けていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君）　ほかに質疑ありませんか。

大野議員。

○2番（大野幹哉君）　先ほど質問されていた内容と重複する部分もあるかと思いますが、税務課長のほうから全員協議会とかの説明の中で、ほぼほぼ合意をいただいているという言葉があったんですね。私はそのほぼほぼという言葉がもう8割以上そういった回答なんだろうと察してました。その説明の中でも反対も現実にありましたということも聞いたんですが、先ほどほかの議員からもあったように、どういった反対かというのも先ほど言われましたのでそこはよしとして、要は大きな宿泊施設を持っているところが納付されている額、割合の大きいところが反対側になるのかなと思うんですけども。さっき反対の部分の話をされましたけど、実際に始まって1年と1か月、立ち上げる前も2年も前からいろいろなことをやってきた。今回はその税率、定額から定率に変えるという意味では、やはり道の増税が始まるタイミングも分からぬわけではありませんが、そこに率に乗っけるという感じなので、私は非常に事業者さん側とのすり合わせがまだ不十分のような気がしてならないんですが、実際にそこを聞きたいというのは、税収の多さの部分からこういう意見があつてという捉え方をしていないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君）　ただいまの大野議員の御質問にお答えいたします。

まず、私が全員協議会のときにはほぼ同意をいただいているというような発言をさせてもらったのかどうかっていうところは議事録を確認していないので、もしかしたら何かそこら辺の部分で誤解を与えるようなお話をしまったのかもしれません。それに関してはお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございません。ただ感覚といたしまして、私の中では事業者さんみんなから合意を得てるからこれで大丈夫ですよというようなお話をさせていただいたつもりは毛頭ございません。

それともう一つ、何度も申し上げておりますが、宿泊税を納めいただくのは、宿泊をされた方、お泊まりいただいた方です。宿泊事業者さんに関して宿泊税の取扱いというのは、基本的に経理等は通

りません。取扱いは預り金です。お客様から預かっていただいたお金を役所に納入していただくと、そういうたてつけのものであって、今の御指摘のように事業者さんの規模に応じてこれだけ集めているからこれだけの権利主張できるというのは、私はいささか違うのではないかなと思っております。

それは宿泊事業者の説明会においても何度かさせていただきましたし、昨日の一般質問の答弁でも声が大きい人に関して使うというものはございませんよというお話もさせていただきました。これはニセコ町のまちづくり、観光を含めたまちづくり全体を通して、どういうふうに使うのか、一定の事業者さんにとって便宜を図るですか、そういったお金ではないというのは繰り返し繰り返し、全員協議会をはじめ、皆さんとの意見交換会もはじめ、そこらは私どもは御説明をさせていただいたとおりであります。ここに関して皆様になかなか受け止めていただけてないというのは、私どものちょっと説明が至らなかった部分ではあるかと思いますが、その点については重々御理解をいただければと思います。

なので、規模が大きいから、投資額が大きいから、そういった部分で何かそこの経営を見てないっていうお話をされることもあるんですが、これは甚だ僭越なお話になりますけれども、経営というものは様々な外的要因ですか状況を踏まえて、どういったふうに考えるのかっていうのが経営であって、こんなものは役人に言われたくないっていうお話になるかもしれませんけれども、私ども自治体経営においても様々な外的要因を踏まえながら、そのときそのときに合わせた部分でいろいろと変化をしていかざるを得ない。変化から取り残されれば、それは町民の皆様に多大なる御負担ですか影響を及ぼすわけです。

今回宿泊税を改正するというのも、様々な外的要因ですか状況に応じて改正をさせていただきたいというのを提案理由に書かせていただいた次第です。経営がどうのこうのという部分に関して、1件1件の事業者様に関して納得のいく説明はもしかしたらできないかもしれませんないです。ただ、宿泊税の根幹としてはお泊まりいただいたお客様に御負担をいただきます。お泊まりいただいた方がまたニセコに行きたいという部分に関して、いただいたお金をきちんと使わせていただくと。どこに使うかというのは、先ほど馬渕課長から御説明があったとおり、宿泊事業者さんも含めてきちんと毎年毎年みんなが納得のいく使い道に充てていくということです。

それがなぜ必要かというと、何回も繰り返しになりますけれども、お客様から税を集めさせていただくのは宿泊事業者の皆さんなので、いや役場に言われてしまうがないから取るんだよね、我々だってこんなもん納得いってないんだけど仕方ないから、皆さん申し訳ないけどいただきますよっていう話をされるのか、この宿泊税はこういうことに使ってることでニセコ町はこういうところがよくなりましたっていうところを実際に事業者さんがお客様に御説明をしていただいた中でとっていただく。できればそういった形の在り方にいていきたいと思っております。

くれぐれも重ね重ね申し上げますけれども、経営はいろんな形でそれぞれの形で判断をしていただきますし、それは事業者の規模ではないと思ってます。ペンションの方でも経営をなさってます。大きな事業者の方でももちろんそれに大変な経営の在り方があるかと思います。ただ、その中でよりよい経営に結びつくような使い道をこれから考えていくために、責任を持って財源を確保しよ

うというのが宿泊税という点だけは十分御理解をいただければなと思います。常にそこに関しては本当に重ね重ね御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 何か私の質問の仕方が悪かったのか、宿泊税に関する事業者側のお客さんから預かってるとか、そういう部分の理解は私も十分していたんですね。ちょっとその事業者に偏ってしまったというような質問と受け取られていたんだなというふうに感じました。

先ほどアンケートの結果の6割強ということを言われましたが、逆に言うと4割の回答が出たわけですね。6割で町の財源、そういったものも含めて改正するというのは、私はちょっとその6割では判断にはならないと思うし、始まって1年間と使途がお客さんに伝わっていく期間も非常に短い。我々も周遊バスだとかタクシーのGOだとか、そういう部分に使われてるっていう話は重々承知してますけども、なかなか実際にお客さんが支払いしてくれてる宿泊税の使途が伝わるまでには、どうしても数年かかるっていうふうに思いますし、私はやはりそこをちょっと心配してるんですね。

それと、実際に預かるとは言いながら、定額から定率に変えていく預かりも、前回の協議会の説明の中で、室料にぽんぽんと電卓でたたけば計算的には率のほうが楽なんですというのもありました。そういう数字を計算するのは当然簡単だとは私も思うのですが、やはり今まで1年間額でやって、事業者さんもお客様に説明していただいて、それを町に納付していただいたっていうのが筋なんですけども、今度お客様への伝え方も変わりますので、その期間を含めればやはり事業者の負担というのは非常に大きい。

先ほど、この条例改正ができれば来年の11月までの間に事業者側に何らかの支援をしようと思っていると言いながらも、具体的なものがないのに実際にそれを協議していく時間が足りるんですかっていうことなんですね。その辺お聞きいたします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 何て申し上げていいのか、まずいろいろやはり私どもの部分で100点満点の情報共有ですかそういった部分はできてないというところは確かに御指摘のとおりだとは思うんですけども、ただ反対っていう御意見は様々ございます。急だ、こっちのほうが楽だ、それはそれぞれの方で意見は違うでしょうが、皆さんにとって納得いただける仕組みで、まして税がそこを構えられるかと。

開き直るわけではないですけれども、もう一度振り返っていただきたい点がございます。ニセコ町で宿泊税を導入するという議論を始めて何年経ちましたでしょうか。もう10年経ってるんです。そのときから2年前の導入直前まで、定率制という話を片山町長がもう毎年毎年まちづくり懇談会も含め、様々な機会で定率というお話をずっとさせていただいてたかと思います。それは当時担当だった商工観光だったり、そういう部分でも様々な点で観光目的税、それは宿泊税という形でやって、宿泊料金に対するペーセンテージでということは、基本的に最近進出された事業者様でなければ、宿泊税はこういったやり方でやるというお話は既にある程度浸透しております。それに関して急に変わったというのは、確かに一面を切りとればそういうお話になるかもしれませんけれども、果たしてニセコ町がやってきた今までのやりとりでそれはいきなりだったかというところは、議員の皆様に

お諮りいただくしかないかなと思います。

あとアンケートの観点に関しては、何度もそこの御説明はしたとおり、そもそも集計母数が少ないのでこれをもって世論ですとか合意形成の数字としては使えないというお話は、前回の9月定例会で北海道税を導入した際の御説明でもさせていただいたかと思います。私どもも何割がいいのかとかそういうお話で判断はしておりません。ただ、10年間かけて宿泊税の議論をしていた中で、大部分は定率制という御説明を事業者様、町内の皆様に対してさせていただいております。前回直前で定額制に変えたという選択は、非常に私どもとしてもじくじたる思いで変えまして、実際にいらっしゃる議員の皆様にも何で変えるんだというお叱りですとか御指摘を受けながら変えたというところもございます。なので、今回の提案理由でも説明しましたとおり、もともと目指していた仕組みに変えるといった考え方もあるということだけ御理解いただければと思います。

やはりどういった部分の支援策をやっていけるか分からぬ中でどう導入するんだという御指摘に関しては、どうしても役所の予算編成上まだお金がつかない、まして予算は議員の皆様が承認していただく事項ですので、そこがない中でやみくもに不安定なお話をすることは控えたいと思ってますが、ただ今まで私どもがやってきたとおり、宿泊税の導入に際しては事業者様と繰り返し意見交換、決定してからもいろいろとお話を聞きました。導入する直前には全件回っております。全件回って改めて説明ですか、何か御懸念があるかどうかといった部分も皆様とお話しをしながら進めてきましたという部分があります。そこに関して、今回改正することで手を緩めるというつもりはございません。何も確約できるものはございませんけれども、そういう意思を持っているということでひとつ御判断いただく一助としていただければと思います。僭越ですが、あくまで私から申し上げられるのはここまでになります。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

榎原議員。

○4番（榎原龍弥君） 今の税務課長の答弁、ちょっとびっくりしちゃったんですけれども、昨日の一般質問でもさせていただきましたが、税務課長のおっしゃることはもう100%正しいと思ってます。もうその説明は理解したんです。その上で、今経営は関係ないっていうお話されましたよね。それを昨日、町長副町長にお尋ねしたわけなんです。これはオペレーションレベルのマターではなくて、事業者を経営マターとして捉えているっていうところですね。そこに対して説明をしてほしいということで、私はこの件について定率制定額制とかそういうことは全く問題にしてないけれども、経営に対する影響がどうあるかという部分を問題にしていて、それを昨日質問させていただいたんです。今日税務課長のこの答弁で、執行部側はこれで議会に対する説明は十分だと理解されるんですか。

先ほどの税務課長ね、今東京とか大阪行ってどうやって我々が宿泊税を払ってるかとかOTAの問題とかも出てきましたよね。この辺まで含めた経営マターなってるわけですよ。それが我々に対しても事業者さんに対しても説明が足りないと言ってるわけなんです。この辺について町長副町長、執行部の方がどういうふうにお考えか、御答弁いただきたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 鈴木のほうで申し上げたのは、関係ないとかそんなこと知ったことかとい

う意味では全くなく、我々としてはその宿泊の単価に見合って均等に3%という形でやらせていただきたいという話で判断をさせていただいたということでございます。その3%がいわゆる経営にとって相当インパクトがある、そうでもない、例えばそんなことは事業者の皆さんによって様々違う部分もあるうかと思います。

昨日もちょっとお話をさせていただいた部分でいきますと、行政需要がなかなか観光はいい部分、大変町にとってありがたい産業でもありますし、それが隆盛を誇るということは大変ありがたいことであると同時に、行政の様々な負担についても少なからず増えてくると。その部分を賄うのは税金で行いながら実施をしてるわけですが、観光の振興、それから持続可能な観光を実施していくという上での新しい財源というものをなかなか捻出しづらくなってくるという部分に宿泊税をいただきたいというのが、私どもの基本的な考え方でございます。

それが3%という部分については前回も申し上げましたが、積み上げで3%をいただくということではなくて、お客様からいただく現状での最大が3%だろうということで、そこを規定をさせていただいているということでございます。それに当たっては、町内の皆様に均等に3%宿泊者のお客様から徴収してくださいということで提示をさせていただいているということでございます。それにあたって私どもはこの3%までは徴収させていただけるという判断のもとに設定させていただいているということ。それから、これは話として先ほどの大野議員のお話の部分になってしまふかもしれません、ニセコ町としては小さい事業者さんもそれから大きな事業者さんも含めて、均等に3%を徴収させていただくということで提案をさせていただきつつ、徴収していただくことについての様々なシステムの負担云々ということについては改めて対応していただくことはまた別に、なんでしょうかキックバックと言っていいのかどうかあれですけれども、徴収のお手間の部分については全国よりも高い比率でございますが、5%を全施設さんに均等に、大きなところは大きいなりの5%、小さいところ小さいなりの5%をお戻しするというような形で御協力いただくという提案をさせていただいているということでございます。この3%が無理筋な数字というふうには考へてはございません。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの質問の回答に補足をいたします。私ももともと会社経営をしていましたという立場も踏まえまして答弁いたします。

まず経営には関係がないという話についての御指摘かと思いますが、今副町長も申し上げましたが、今回の宿泊税がどうなるかも含めて、それをどのように受け止めて意思決定をしていくのが経営であるという趣旨で、きっと鈴木のほうは申し上げたのではないかなと思っておりますので、その経営に全く関係ないというよりはその外的要因も含めてどのように今後方針を立てていくかということではないかと。これは例えるなら、今国がインバウンド、観光振興に力を入れるぞと骨太の方針を立てているのが、政権がかわり、あるいは国の事情が変わり、あるとき突然そうではない方向に変わることもあります。それを踏まえて、会社経営者として企業家としてどのように判断していくか、それがまさに経営ではないかという趣旨かなと思っております。

また、経営について一方で早急に何かこれまでの議論とは全く違うことをある日突然急にしたと

いうことであれば、それはやはり看過できない問題だと私も思います。先ほどの答弁にもありました
が、もともとこの議論については10年ほど前からニセコ町として宿泊税並びに観光振興、観光目的
税として議論をしていく中で、定率制で進めていきたいということがおおよそ8年の議論の中では
あったというところを、私も就任してから、あるいは就任する前は民間の立場でしたけども、話を伺
った上で今回北海道が宿泊税を導入するというタイミングを踏まえ、ニセコ町が事務を負担をする
という意思決定を悩みながらされたということを踏まえ、私は就任してから急転直下で何か大きく
変えたというよりは、るべき姿に戻したということを皆さん、事業者の方にも御理解いただきたい。
もともとこうするべきだったのが今いろんな事情の中でそうできていなかったものを元に戻したと
いうことで、それは決して議論が十分ではないということではないと私は受け止めております。

経営サイドに対して説明をするべきだという話もございましたが、当町としては説明会、あるいは
何らかのアンケート等の回答も含め、法人様に関しては法人宛てで通知をしていると思います。もちろ
ん支配人会ですかそのほかの場面でも私たち会議体も設けているところもございますが、原則
法人に対してそういう通達をしているものに対して、どなたが出席される、どなたが決裁をされる
かは、それは会社によって考え方方が異なると思っております。あえて経営者の方だけに説明会をする
というのも、私はなかなか難しいのかなと。実際に私も説明会にも意見交換会にも参加をしましたが、
規模が小さな経営者の方が参加されて熱心に意見を述べられた方もいらっしゃいました。

私としては、行政として今回は条例改正という地方自治の中の決められた手順に沿って進めている
わけでございますが、パブリックコメントをいただいた方、これはもしかしたら経営者の方かもし
れませんが、そういう場についてはしっかりと経営者であるかないかという隔てなく十分にして
きたつもりでございます。もちろんその上で不足をしている、あるいはこれも今回この場で条例改正
という形で仮になったとしても、実際には今後明日からすぐというわけではございません。まだ時間
もありますので、引き続き私たちとしても寄り添っていく姿勢というものはもともとやっています
し、今後ももう改正になったか知りませんというスタンスではないということは改めてお伝えもい
たします。もちろんその上で、行政としてできることできることございますが、私たちも事業者の方に
どのように寄り添っていくべきか、今担当課では準備もしているというところも含めて御理解
いただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 柳原議員の御指摘に対して、私も原稿を用意しながら読み上げてるわけ
ではなくてその場その場でお話をさせてもらってるもんですから、経営は関係ないっていう言葉でお
話してしまったかもしれません。ただ、先ほど町長副町長から繰り返しお話したとおり、そこは経
営が知ったこっちゃないという意味ではないというところだけ十分御理解をいただければと思いま
す。あくまでも経営は宿泊事業者の皆さん全てがやってますので、それは規模の大小ではないとい
うことが一つ。それと、それによってそれぞれの課題があるので、そこに規模が大きいからという部分
の経営の経営マターというところが、実際に預り金であるにもかかわらずっていうところは御理解
をいただければと思います。

ただ、私どもも宿泊事業者さんをはじめ、いろんな皆様から御意見を伺ったりコミュニケーションをとらせていただいております。実際にそういった経営マターというようなことから御指摘をいただく事業者さんの実際の現場、昨日も榎原さんはオペレーションですとか現場の話ばかりじゃなくて経営のっていうお話をいただきましたけれども、現場の方が実際にスムーズに仕事をすることによって省力化されるですかそういったことも含めて、私どもは経営ではないかと考えています。実際にお勤めの方たちがきちんと働ける、働きやすい状況にする。実際にそういった事業者様から現状定額であることがかなり苦しい状況だというお話も私どもは伺った中で定率制の判断をさせていただいているところなので、そこに関しては何とぞ御理解をいただければと思います。

あと、私の言葉足らずの部分に関しては詫びを申し上げたいと思います。一切経営に関して関係ないということではないということだけは御理解ください。

○議長（青羽雄士君） 榎原議員。

○4番（榎原龍弥君） 経営マターって言っているのは、別に法人でも個人でも売上規模も関係ないんですね。まず経営的な判断が必要な部分があるんじゃないかなということを申し上げてるわけです。

それから昨日からお伝えしてるとおり、税務課長が言われることは全てそのとおりなんですよ。ただし、経営側の言い分もある、経営があって経営者一人でもいいですよ、個人事業でね。それでもそれがあるわけですよね。そうすると、税務課長が我々正しいでしょうっていう説明をして、こうやってやりますよっていうことに対して、税務課長の出番なのかなっていうことを再三お伝えしてるわけなんです。

正しければ正しいほど役場からこう言われたからっていう感情問題があり、お互いに正しい中のすり合わせを執行部がもう少し考えて、商工が行くのかもしくは町長副町長あたりが行かれるのかというすり合わせをこの条例が議決された後でも、繰り返し努力いただきたいなと思っているということなんです。ですから、ここに対して重ねて税務課長が答弁されるということ自体が、ちょっと私の言ってるポイントを捉えていただけていないのではと思っております。

規模とかも全く言ってないです。定率制がどうとかも全く言ってないです。あともう一つ言いたいことは、預かってるだけだという言い方がありますけれども、これも消費税にも通じる部分あるんですけど、ニセコ町だけ消費税50%になりましたっていったときに、それ預かってるだけだから事業者関係ないでしょって言わいたらそれって違いますよね。100円で売ってるものを150円で売らなければいけないっていうたら、それは税金だと何とかって関係ないですよね。それが経営者っていうか、一人の経営者でもいいし、ちっちゃな経営者でもいいけど、それが経営者の考え方じゃないかなと思っているんですけど、何かこの辺で御意見あればお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私どもとしては今回このような形でこの提案をさせていただいているということがまずは真実でありますので、ここを御審議いただくということでございます。先ほどの御指摘のとおり、今後は使い勝手のことだとか使途の部分というところに対する話は、担当からもさせていただいたように続けていくことに間違いございません。必要であれば町長なり私なりが同席してお話しさせていただくことについても全くやぶさかではございませんし、これまでもさせていただ

いたことでありますので、その辺のところは続けて丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

小松議員。

○6番（小松弘幸君） 令和8年4月より北海道全域に北海道宿泊税が導入されます。これを受けた倶知安町では定率制と段階的定額制の混在を回避するため、町は北海道宿泊税相当分を代わって徴収することで、倶知安町内でかかる宿泊税は定率のみ、いわゆる道税プラス町税で3%とした経緯があります。まさか倶知安町がこのようなウルトラCをやるとは想像もつかなかつたことだと思います。

当町では、令和5年8月までは定率を考えていましたが、9月の段階で北海道が段階的定額制を実施する意向が明らかになったことで事業者に相当な作業や手間がかかるので、もうやむを得ないが京都方式と同じように段階的定額制に変更することにし、12月定例会で宿泊税条例が制定されました。

私は今回の条例改正に関しては、全員協議会等で担当課長から何回も説明を受けて重々理解しております。しかしながら、今回の定率への条例改正に関しては、宿泊事業者の方がいまだに進め方や考え方を示していないのが現状であります。ようやく段階的な定額制での徴収業務に慣れた矢先に、今度は定率制に変わることで手間と労力を考えると大変な作業で、特にフロント業務での混乱とお客様に対する説明の複雑性を心配されているようです。

行政は必要以上に関係者には説明をしていると言っているようですが、信頼関係が一番重要であるにもかかわらず、事業者はいまだに合意形成されていない旨を強調されています。私は実際に徴収されるお客様の声を一番多く聞いている事業者の声こそが大切だと考えます。今後のまちづくりを進める上でも禍根を残さないことが重要であり、やはり事業事業者の方々がまだまだ理解されていないのであれば、反対の立場をとらざるを得ません。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

木下議員。

○8番（木下裕三君） 本定例会に上程された議案第7号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例、すなわち宿泊税を段階定額制から3%の定率制に移行する条例改正案に対し、私は賛成の立場から強く討論いたします。

本改正案は、ニセコ町が持続的に発展していくための、そして公正さを確立するための未来への必要不可欠な戦略的改正と考えます。現行の段階定額制は宿泊料金が高くなるほど税率として見た場合の負担割合が低下し、結果的には高額宿泊施設利用者への自主的な減税となります。その点定率制は宿泊料金に対し一律3%の負担を求めており、高額施設と一般施設の間で真の意味での能力に応じた公正の負担を実現します。段階定額制を続けることは観光客の多様化や施設の高額化が進む現

状において、不公平性を放置し続けることです。

先ほど来からの議論の中でも、昨年から始まったばかりなのにすでに改正するのは拙速ではないかという御指摘もありますが、この不公平な税制度をずるずると継続するのではなく速やかに是正し、より公正な制度に切り替えることこそ住民と観光客に対する行政の責務であり、私たち議会が果たす役割と考えます。

また、料金帯ごとに税額を照合する必要がある複雑な段階定額制から単純な計算で済む定率制への移行は、納税義務者である宿泊事業者の徴収事務を大幅に簡素し、大きなメリットとなります。

そして、観光によって増大している負担を町民に押しつけるのではなく、来訪者に応分の負担を求めるることは持続可能な観光地をつくる上で不可欠です。定率制は宿泊単価の上昇に合わせ税収も伸びるため、安定した財源を長期的に確保でき、増加する観光客に対応した除雪、道路維持、救急体制、ごみを含む環境保全など、住民生活にも直結する事業に財源を活用できます。

本条例改正案は税の公平性を回復し、事業者の事務負担を減らし、そしてニセコ町の未来に安定した財源を投じる最も合理的な公正な選択です。世界に誇るリゾート地として観光客に適切な負担をお願いし、町民の豊かな生活を実現するためにも、私は本条例改正案に賛成を心より議員各位にお願い申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（青羽雄士君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

大野議員。

○2番（大野幹哉君） 先ほども課長のほうからありましたが、ニセコ町がこの宿泊税の導入を始めるのに20年かかったという話もされましたが、先ほども質問の中で言いましたが、実際には昨年11月から始まったばかりです。1年と1か月。今の賛成側の討論の話もありますし、ちょっと話を戻して税務課長のおっしゃった、やはり最初から定率でやりたかったんだという話も私は知っています。それでやむを得ず道の宿泊税が始まる折に定額という形で、妥協点でそちらにシフト変えました。それは私も十分承知しましたし、そのときにもやっぱり率でっていう話もありました。現に俱知安町は率で始まってました。俱知安町との足並みが揃えられていればこんな問題にもならなかつた。そこはさておき、一緒に足並みを揃えられなかつたというのも事実です。

今年の3月定例で課長がおっしゃってました。税の增收ばかりを言うものではない、やはりとつかって1年は様子を見たり、おおむね5年をめどに改正もありきだよというようなお話もありましたが、その期間があまりにも短いと私は考えます。10年かけて宿泊税の導入が始まつて、この改正は簡単ではないと私は思っております。同僚議員の反対討論にもありました、私は税の增收ばかりを考えてやっているわけではないという話も信じてきたところで、今度は最初っからこっちにしたかったんだっていうような話で元に戻されると。どこを聞けばいいのでしょうか。

実際にその事業者が払うわけではない、お客さんから預かったものを納めていただいてるのは重々承知しております。ですからオペレーション上、やはり去年11月から宿泊に来たお客様に段階的な宿泊税を納めてもらうために、事業者の説明があつてお客さんも納得して支払っていただいた。これがまた変わる。去年来たお客さんが来年來たら率に変わりました、変わったっていうことを知らないで来ます。やはりそういう混乱を避けるためにも、お客さんへのオペレーションを十分理解するに

はまだまだ私は時間が必要だというふうに思います。

始まって1年、事業者もやっと慣れて、お客様に対する説明もやっと慣れて理解されたという声も聞いております。何よりお客様への対応の負担が非常に大きいと私は考えておりますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） ニセコ町宿泊税条例の改正案に賛成する立場から討論をさせていただきます。

今回のニセコ町宿泊条例の改正案は、現在の条例が施行される前から俱知安町と足並みを揃えて定率で宿泊税を施行する計画でした。にもかかわらず、俱知安町に遅れること5年、俱知安町は2019年、ニセコ町は2024年にスタートしました。当初、ニセコ町は定率制を推進していたにもかかわらず、突然土俵を変えて定額制にシフトを切替えました。しかしながら北海道が来年の4月より定額制の宿泊税を課すことが決まり、ニセコ町と北海道と同じ定額制ですが宿泊料金の区分が異なります。宿泊事業者にとってこの取扱いはさらに煩雑になるのではないかと思います。宿泊されるお客様に別々の定額宿泊税を課さなければならなくなります。

くしくも定率制を施行していた俱知安町は、これまでの税率2%から3%に切替え、北海道の定額制と俱知安町の定率制を同時に解決する道筋を示したことは、快挙と受け止めています。ニセコ町は宿泊税を町税と道税一括して3%にして集め、事務処理を町が取り扱うことで宿泊事業者の負担軽減にもなり、公平な税率で税収の確保も両立でき、安価な宿泊料金の事業者にとっても3%に満たない不足分を事業者に代わって町が納入するというメリットもあります。

観光客が増えることによって、先ほど同僚議員が賛成討論の中でも言っていたように、ごみの問題とか水の問題とか救急の問題、様々な問題が起こって負担がたくさんになってくるかと思いますけれども、この宿泊税をさらに俱知安町と同じように3%に切替えて、この宿泊税を活用して少しでもニセコ町を訪れる方が快適に過ごせるニセコ町にするために、何度も訪れたいニセコ町するために、それはまた同時にニセコ町民にとってもさらに過ごしやすいまちづくりに貢献することを願って、この宿泊税改正案に賛成いたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、本案に反対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今回の宿泊条例の改正にあたりまして、そもそもニセコ町の制度設計を考慮する過程で、残念ながらこのたび北海道が宿泊税を新設導入するということがいろいろな影響をもたらしました。今回北海道が導入することにあたり説明がありましたけども、度々ニセコ町としてはそれを中止してください、町村の宿泊税にかぶってくるので、道が宿泊税を設けることについてはやめてほしいということを繰り返し要請してきたと聞いております。しかし、北海道の姿勢は変わら

ず、来年4月からの実施ということになりました。

それで、今議論にもありましたように、昨年のスタートに際しましていろいろ議論した中で、定率制で検討してきたことが定額制に変わった大きな要因は、やはり道が定額制で考えているということが明らかになってからであります。ですから、町としてはそういった道の動きに合わせて定額制を選択せざるを得ないということで説明があり、今の条例内容になっております。

しかしさらにまた、北海道は来年4月から実施ということが明らかになって、段階的定額制ですけども、これにニセコ町の段階制とは区分が違うという条件がまた加わった。これをどう解決するかというときに、先ほど小松議員がおっしゃったように、俱知安町はウルトラC的な発想ですけども率の2%を3%にして、増額分については道の部分と一緒に含んだということで、総務省にこれは許可をとらないといけませんから、申請をいたしました。かなりこの認可はハードルが高いのではないかと私も思っておりましたけれども、今回は特例的だと思いますけれども、総務省は町が代理的に道の部分を徴収する代理徴収ということを認めたわけですね。このことが今回ニセコ町が条例改正に踏み切ったきっかけが大きいと私は考えております。

そういう意味では、いろいろ北海道に翻弄されてきたわけでありますけれども、総務省はこの制度、率の中から道の部分を代理徴収するということを認めたことによって、町も大きく動いたというふうに理解しております。このことは、観光客にとっては俱知安町かニセコ町かっていうのはよく分からないけれども、このニセコエリアで観光を楽しむとお客様にとっては、今回の条例改正によって3%ということが共通しているので非常に分かりやすく、私はその面からも今回の改正内容については賛同したいと思っております。

ただ議論にもありましたように、事業者皆さんのが一律に理解をされた、あるいは賛同されたという状況ではないことは承知しておりますので、引き続き業者の皆さんとの信頼関係、これが非常に大事だと思いますので、今後来年11月、来シーズンからの実施前の段階まではほぼ1年弱ではあります時間がございます。その中でぜひとも信頼関係を築いていく、経営者側の意向も含めた信頼関係は非常に大事ですので、それを前提とした上での賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、本案に反対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成の者、起立（7名））

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
この際、議事の都合により、午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分
再開 午後 1時05分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 8 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 9、議案第 8 号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高瀬議員。

○1 番（高瀬浩樹君） 今回有島記念館の収益の向上のための料金設定の変更ということで聞いております。それで前回の政策案件の説明の中では、収益の部分で物件費だとか収入率が低いということで、少し上げなければならないということで聞いております。令和 6 年では 165 万円ぐらいしかなかったと。それは TAKEO PAPER SHOW っていうのがあって、それで増えなかつたと。今回はこれまでの料金に 100 円を乗せるということで、収益を上げたいという話でした。

私思うんですけども、前回の説明ではできるだけ 300 万円ぐらいを目指したいという感じの話を受けましたが、見ているとまだまだ弱いかなと。話の中ではこれからまた何かいろいろ考えていくとは思うんですけども、私その中でいつも思うんですけども、ニセコでは有島記念館ってメジャーではないと思いますので、例えばニセコビュープラザは多分年間 50、60 万人のお客様が来場されていると思います。そういうところとコラボしながら、少しでも知ってもらいたいと。ただパンフレットを置くだけではなかなか私はそうはならないと思うので、そういう部分これからいろいろ考えていいくべきではないかと思うんですけど、何かあればお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） ただいまの高瀬議員の御質問にお答えいたします。

入館料の値上げと同時に、そもそも入館者自身を多くしていくということは大変重要な取組と思っています。現状の人数でもなかなか 300 万円にいくというのは難しいので、これまで以上に入館される方に来ていただく取組というのは、私たちとしても大変重要なと考えているところです。

そういう中で、今年度でいきますと、例えば観光協会さんと一緒にお話をさせていただいて、ニセコの文字のモニュメントを有島記念館に置かせていただきました。それからベジピク、いろんな飲食店さんのとコラボしたような形で、飲食スペースも有島記念館に設けさせていただき、そういうことで来ていただいている方も増えているところです。その方たちが全て記念館の中に入られてるというわけではなく、写真撮って帰るだけという方もまだまだいらっしゃる状態ですけれども、とにかくまずは有島記念館の場所に足を運んでいただいて、さらに記念館の中にも興味を持っていただ

くと、そういう流れをつくっていけるように記念館としても努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君）ほかに質疑はありませんか。

高井議員。

○5番（高井裕子君）有島記念館の今回の入館料の改正に伴いまして、30ページの表の中で18歳以下は無料ということなんですねけれども、ニセコ町内の18歳以下の子供に関して無料なのはすごくすばらしいことだと思います。しかし、これきっと町外のお子様も無料という理解でいるんですけども、収益改善というところでいえば町外のお子様は有料でもいいんじゃないかなという意見です。修学旅行とか自分の息子もいろいろなところへ行きますが、多分お金を払っているのではないかと思っていたので、意図があるとは思うんですけども、一応その辺はどうかなとちょっと思いました。

○議長（青羽雄士君）渕野課長。

○総合教育課長（渕野伸隆君）ただいまの高井議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正では、どこの市町村に住んでいても高校生以下は無料ということに変えさせていただきます。これまでの条例ですと、中学生以下はどこの市町村に住んでいても無料というものを、高校生まで含めて無料にします。

まず収入的なところでいきますと、昨年度高校生で有料入館した方が17名という状況でした。そういうところでは入館料的には大きなダメージは少ないのかなと思っております。一方で、有島記念館は有島文化の発祥の地をしっかりと後世に伝えていく場という役割も負っていますので、そういう点でこれから時代を担う小中高校生の皆さんにできるだけたくさん足を運んでいただいて、有島のことを知っていただきたいという思いがあります。

そういうところで、今回高校生までの無償化ということに踏み切ったと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君）高井議員。

○5番（高井裕子君）そのとおりだと思うんですけども、できる限り有島の文化にある程度の価値を見いだして来ていただく努力をしつつ、無料でどれくらい町外の学生が来られるのかちょっと分からんんですけども、町外からの多くの方々が来られる可能性があるならば、有料でも来ていただけるような形にしていくのも一つで、価値を見いだすという意味では有効なのかなと思っています。無料は非常にありがたいんですけども、無料だとやっぱりその価値が薄れてしまうではないかなという懸念があります。

町内の子どもたちは高校生まで無料にしていただくと、今後ニセコ高校の子も増えますので、気軽に有島記念館に行っていただけると非常にいいかなと思うんですけども、その辺が懸念事項としてあるかなと思っています。

○議長（青羽雄士君）渕野課長。

○総合教育課長（渕野伸隆君）おっしゃっていただいたとおり、まずニセコ町内の高校生につきましてもこれまで有料というような扱いでしたが、ニセコ国際高校になっていく中で生徒数が増えてまいりますので、町内の高校生にとっては気軽に訪れる場になってもらいたいというところでは

私どもも同じ思いでございます。

先ほど有料の入館者が少ないということでお伝えしたんですけれども、高校生だけで来るというよりは御家族も含めていらっしゃっている場合が多いかなと思っております。そういった方々のハードルを下げるというところも含めて、まずこの対応をとらせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 表中のことで質問させていただきます。

まず1点は、特別展示の入館料2,000円以内で教育委員会が定めるとありますけれども、根拠はどんなことを想定して2,000円という額を設けたのか。

それから、この展示のみの意味なんですけど、この中には講演会とか音楽とか、私も経験したことあるんですけど料理教室、有名な主婦が来て料理をつくって提供するっていうことも過去にありました。それから美術・芸能・一般映画とか演劇とか舞踏舞踊とか、そういうことも想定しているのか。展示というとやっぱり絵画だとか書道だとかということになるんですけども、もっと幅広い活用というのを検討しているのかどうか伺いたいなと思ってます。

それから、特別展示のみを観覧することはできないとなってるんですけども、この無料対象者に対してはどうなるのか。入館料は無料だけれども特別展示はお金を払うのか。内容によっては費用が発生するのかなということも考えてます。

それからもう1点、18歳以下の者を無料にすることは大賛成なんですけれども、ちょっと2、3の声が前から上がってないわけじゃないんですけども、あんまり気がつかないけど、65歳以上の者を無料にということに対して、これ70歳とか75歳とかに引上げてもいいんじゃないかなと。60代の方は働いてる方とか仕事をしている方が結構いらっしゃるのではないかと思うので、70歳以上ないしは75歳以上でもいいのかなというふうに思いました。少し時間的余裕ができた方たちを無料にするという条例も検討してもいいのではないかなと思います。

以上4点質問しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） まず2,000円以内という設定ですけれども、近隣ですとかそういったところでの特別展を行う場合の加算の設定状況を勘案し、設定をさせていただいてございます。近隣でも2,000円ないし3,000円以内というようなところになっておりましたので、そういったところを一つの基準とさせていただいたところでございます。

それから二つ目の特別展示は展示のみなのかというところですけれども、現在のところ有島記念館では特別展のほかに、教育普及事業ということで音楽のコンサートを行ったり講演会を行ったりというようなことも行っているところです。今回の条例で特別展示として設定するのは、あくまでも特別展示室等を利用した展示会のみということで、そういったコンサート等については対象としない形で考えてございます。

三つ目の無料のところですけれども、18歳以下の方もしくはニセコ町に住所を有する65歳以上の

方が無料に入る場合については、表の利用区分のところに全館とあるとおり、特別展示も含めて全館無料で御利用いただけます。別途料金を徴収することは考えておりません。

それから最後、65歳以上の設定を変えてはどうかという御提案ですけれども、これについては現行の条例をそのまま引き継いだ形とさせていただきます。今元気な方もたくさんいらっしゃる状況かなとは思いますが、その辺り今後の入館の動向も見ながらの検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） ちょっと把握できなかったんですけれども、展示のことなんですか、今淵野課長がおっしゃった展示以外のものの場合はまた別途、内容によっては料金が発生するというふうに考えてもいいのでしょうか。繰り返しになりますけども、展示のみなのか、展示といつても今までの経過から芸能一般、いろんなことをやってるんですけども、それが特別展示とは別だけれども有料の催物に該当するようなことになるのか。そのところをもう1回ちょっと説明していただけたらと思います。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） コンサート等については今回の特別展示に該当しないというふうに考えております。コンサート等は有島記念館の普及教育事業の一環で行っておりまして、記念館を広く知っていただくというような趣旨で行っております。そういうところで、展示とはちょっと違うと捉えておりまして、ここで言う特別展示というのは純粋な、例えば藤倉さんの作品展ですか、そういう展示事業を指すものと考えております。

○議長（青羽雄士君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 展示のみという部分は分かりましたけれども、有島記念館をいろんな意味で活用するために、もっと幅広いイベントを開催してもいいのではないかと思います。その場合は条件によっては有料になるかと思うんですけども、もっと検討していただきたいなと思ってるんですけども、いかがでしょうか。その予定はないでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） 今回の部分につきましては、一定数は物件費が上がっているということですとか作品の所蔵に特に電気代等のお金もかかっているということを踏まえて、展示に対して加算するということにさせていただいてございます。同時に入館料を上げて収益をはかるという中で、入館者にたくさん来ていただくというところも大事かなと思っておりますので、そういうバランスを考えながら今後検討してまいりたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 同僚議員の質問と重なる部分も多々あるかと思いますけども、御了承いただいて何点かお伺いします。

まず最初に、収益の改善を目的とした今回の料金の見直しというようなことがありますけども、収益の改善を目指すのであればその改善の見通しといいますか、今回の改正でどの程度の改善が見込

まれるのかというあたりが、もし分かればお知らせいただきたい。

それから、特別展示の観覧を目的としたということから、次年度以降における特別展示の計画は具体的にどういう状況にあるのかということをお知らせいただきたい。

3点目、今回の料金改定は今までの有島記念館の概念を大きく変えるものだと私は認識しました。というのは、昭和53年に開館した有島記念館は本体の白い建物、それからレンガの建物と3回の増築を加えております。それ全体を含めて有島記念館と称して今まで運営してきたものに対して、常設展示と特別展示の区分を行うということありますから、私はここは入館料ではなくて観覧料というような区分をしっかり持つべきじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それから、蛇足ですけども、先ほどの同僚議員の質問の一部にも触れますと、収益の増を見越した記念館の運営にあたるというのであれば、施設の空いているスペースを他の目的に貸し出す、いわゆる使用料を徴収するというような手法も当然着眼してしかるべきではないかと思います。例えば講堂、今講堂という表現をしてるかどうか分かりませんけども、そこを使いたい、使うためには1時間いくらだというような設定をして使ってもらう、収益を上げるというようなやりくりも、収益増の発想の一部に入ってしかるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

最後5点目になりますが、今回の条例改正にあたっての最後の説明の中で、意見聴取を行ったとありますけども、この記念館には館の運営に関する重要事項を審議する有島記念館運営委員会というのがあると思います。その方々の意見をどのように徴収したのかということもお聞きしたいと思います。ちょっと長くなりましたが、よろしくお願ひします。

○議長（青羽雄土君）　淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君）　まず収益の部分ですけれども、どの程度改善するのかというところでございます。現在の入館者数がそのまま維持した場合、次年度の増収額は約50万円程度かなと見込んでございます。今年度では7年度の入館料の見込みが200万円程度ですので250万円程度、これを300万円程度まで上げていきたいということが目標でございます。収益の率ということでいきますと、経常経費と収入額を割り算した収益率というのもちょっと計算させていただいてるんですけども、割合でいきますと20%程度を目指します。令和5年度の決算ベースでいきますと、約9.9%だったものを20%程度まで改善していきたいとしております。

それから、来年度の特別展の状況でございます。この部分につきましては、予算編成作業をこれから進めていくところですので、まだ決定というところではありませんが、来年度以降も有島記念館で所蔵している作品等を活用した特別展をできるだけ年間を通して多く開催していきたいということで、今予算編成にあたっているところでございます。特にここ最近につきましては、藤倉英幸さんの作品をたくさん御寄贈いただきまして、有島記念館にて所蔵させていただいております。こうした部分をしっかりと活用して、魅力ある特別展を開催していきたいという計画をしております。

次に料金設定の部分ですけれども、考え方としましては特別展を観覧いただくという部分での加算ということで、私の捉えとしては篠原議員おっしゃるような考え方とそれほど相違はないのかなと理解をしているところです。常設展の部分も一部ちょっと老朽化しているような状況もあります。今後そこの部分の維持管理も含め記念館全体の改修費用等もかかるてくるような状況もありますの

で、そういうところも含めて収益の改善を図りたいと思っております。

4点目の収益の増収に向けて、施設をもっと利活用するべきではないかという御指摘ですが、この部分につきましては私たちもどういった記念館の活用ができるのかですとか、場合によっては民間の事業所さんに活用してもらえる可能性があるのかっていうところについては、考えていかなければならぬ課題かなと思っております。そこで今年度、文部科学省の事業に手挙げをしまして、民間活用の可能性があるのかということを文科省に各種調べていただいております。そういう中で、地元企業さんへのヒアリングですとか全国で博物館や美術館のサポート・運営に入られている企業にもヒアリングをしていただいて、その結果も踏まえながら今後の利活用について考えていきたいと思ってございます。

最後の有島記念館の運営委員会での意見聴取というところでございますが、今年度8月に行いました運営委員会の中でこの値上げの補正について説明をさせていただきました。その部分については了として御意見を頂いたところでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 有島記念館における入館料の増、いわゆる収益の増というのは今までずっと考えられてきたことであり、また取り組む中でも大きな変革はやっぱり認められなかった、横這いで来ている、もしくは下がったか、また上がったかというような状況を繰り返してきていると思います。ですから、今回の特別展示の設定、もしくは減額する方向の設定と様々ありましたけども、それらを含め全体としてどうするんだというようなですね、検討を私は早急に加えるべきだというふうに思います。

収益の増につながると思われるものは、やはりニセコ町観光協会との連携、例えば小中学生の研修旅行や高校生の宿泊研修とか、様々な面でニセコ町にお越しいただいた中で観光協会が関わっているものも多々あるというふうに伺っています。その中で収益にならないかもしれないけども記念館に足を運んでもらう、その繰り返しをつくっていく琴も必要ではないかと。そういう様々な面での取組が必要になってくる。

ですから、教育委員会の総合教育課の有島記念館単体で物を考えるのではなくて、行政もしくは行政に関わる団体含めて、全体で有島記念館の収益の増につながる施策を考えていくというようなことを教育委員会がしっかりと指導しなければ、なかなかこれは成果として結びついていかないんじゃないかと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの篠原議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のように、私自身も有島記念館の改革につきましては、建物も含め十分認識しているところではございます。今淵野課長のほうからもお話をありましたように、外部のそういうお知恵を借りながらも、全体的なことを検討していきたいと思っております。

今回の料金改定についてはですね、収益を上げるというような形で出ていますけれども、実際には多くの人に来てほしいということ、それからコンサートなんかも無料で実際やっていて町民の方々に還元するという両方の想いがあります。単純に言えば、常設展一律100円なり上げるような形にす

れば収益が上がるかなと思うんですけども、それによって入館者が減るとか、いろんなそういう条件もございました。

そういうことも含めて、今回はこれまでずっと据置きていた料金について検討し、若干の修正増額になっておりますけれども、今御指摘いただいたことや収益の全体のこととも含め、検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 収益を増やそうという話はいいんですけど、有島記念館、有島ってついていますけれども有島武郎ですよね。有島武郎さんの文学館でもあり、それから今いろいろやってる共同資料館でもあり、それから文化施設でもあると。あそこの景観を楽しみながらカフェを楽しむっていう施設もあります。多様な施設、役割を持ってると思うんですが、根本にあるのは有島武郎さんですね。この間たまたま札幌行ったときに、駅前の札幌紀伊國屋書店で2週間ぐらいですかね、有島武郎の生涯と作品のパネル展示と藤村さんの切り絵の作品展示と合わせてやってました。たまたまかどうか分かりませんが、私が行ったときはほとんどお客さんが来ていないという状況で、入口に記念館で書いた文章だと思うんですが、有島武郎は全国的にはほとんど知られてません、だけどぜひ知ってもらいたいと思ってニセコからこういう作品を担いでやってきましたみたいな文章がありました。その言葉に象徴されるように、有島武郎さんは文豪って言ったらなかなか出てこないんですよね。夏目漱石とかそういうのは出てきますけども、有島武郎の名前は出てきません。今現在においてはかなりマイナーな存在です。

有島記念館というからには、私は有島武郎さんそのものをよく知っていただくという発信が必要だと思ってます。今スペースがなくなって映像を止めてますけれども、15分ぐらいの有島武郎の生涯や文学を紹介する映像があるんですよね。例えばこういった映像コンテンツを大手ニセコのホテルさん、いくつかありますけれども、そういったところで上映すると。有島のことは全然知らなかつたけども、たまたまその映像を見たら有島武郎に関心を持った、有島武郎とニセコ町にはこういうつながりがあるんだ、農場を解放した人なんだということを、まず有島武郎さんを知ってもらうということを、我々ニセコ町民も含めて必要だと考えております。ですから、収益を増やすために観光云々っていうことで観光視点だけで見る記念館であっては、私はいけないかなと思ってます。

農場を開放したゆかりの場所もありますし、有島公園、チョコレート工場で問題になったあの場所を含めて、あそこのエリア全体についてどういうコンセプトで、館はもちろん建て替えたり改修も必要ですけども、あそこ全体をどのようなエリアとして考えて、たまたま来た観光客があそこへ行ってみようとか、あるいは有島武郎に関心を持ったので記念館へ来たとか、そういう人たちを増やす、底上げしていくっていうことのほうが私は大事だと思っております。

そういうことで、もし何かこういうふうにしたいということがあれば、紹介していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） 有島記念館の本当に大きな役割の一つは、有島武郎の思想をきちっ

と伝えるということにあると思います。ですので、有島武郎の歴史文化というものがこのニセコに息づいてるっていうところを、有島記念館だけではなく町全体で感じていただけるように、そしてその中でより有島のことを知ってもらいたいという方々には有島記念館に足を運んでもらうということが大事だと、私たちも考えているところです。

そういう中で、まず地元の子どもたちに対してはしっかりと学校の中で、ふるさとを学ぶ教育の一環として有島のことを学んでいただきたいと考えております。そういうところには記念館の学芸員もしっかりと出向いていって、有島のことを知ってもらうということを今後も続けていきたいと思います。

それから、観光のお客様も含めて町外への発信というところでは、札幌の状況もお話をいただきましてけれども、広くいろいろなチャンネルを通じて有島のことを知っていただくことに努めてまいりたいと考えておりますので、その点についても記念館として十分考えていきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） あそこの近辺、例えば親子坂、ここは小説の舞台になった場所です。有島灌漑溝は農業をやっていくうえで重要な施設として、100年前につくった石づくりの水路ですけどね、あれも非常に価値があると思ってます。そういうゆかりのものがあって、残念ながらうまくそれが伝わってないんじゃないかなと。例えば駅に降り立ったときに、向かい側に綺羅乃湯があります。あそこの交差点の角に、実は有島記念館を案内する看板があるんですよね。だけどあれはちょっと見にくい。透明アクリル版に地図が書いてあるんですけど、本当に近づいてみないとわからない。それから下に有島記念館、矢印みたいのがあるんですけども、支えてる木はボロボロで腐っているような状態。そういうた来ていただくためにあるものがちゃんと生かされてないなと私は思っています。親子坂は本当にぬるぬるして滑って危ないような状態で、来てほしいのか来てほしくないのかっていう感じで見ていますが、そういうた全体を企画していただきたいなと考えております。私の希望です。回答はいいです。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 9 号

○議長（青羽雄士君）　日程第 10、議案第 9 号　令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木委員。

○3 番（高木直良君）　1 点だけですけども、地方債の補正ということで今回ありますが、議案 4 ページの表では公営住宅と新団地の証書借入れっていうことで、2.5%が今度は 3%以内ということです。私は思うには、借入れしたときに固定ではなくて、これは証書借入れっていうことがそうなってるのかなと思うんですけども、変動していくということについて、今後どんどん上がっていくばんどん上がっていくものなのか、これ 1 回なのか、その辺の仕組みがよく分からぬので説明をしていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　福村課長。

○総務課長（福村一広君）　高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

起債の利率についても基本的には国のはうで決めていくことにはなるんですが、明日日銀の政策、金融政策決定会合もありますけども 0.25 上がって 0.75 になると。そういう超短期のプライムレートを参考に、多分国のはうも起債の利率を変えてくるということでございます。今回そういった上昇を見込んで一応 3.0% 以内ということで、金利については日銀の金融政策決定会合によるものもありますけども、市場金利のはうも別に長期短期のプライムレートに合わせて上がってくると思いますし、またそれが必ずしも 0.75 になったからといって 0.75 上限になるのかというとそうでもなくて、市場に応じて金利はどんどん変わってきますし、また金融機関によっても変わってくるということも踏まえて、国のはうで最終的にどういう金利にするのかというのを決めていってるのは決めていってるのかなと思っております。

ですので、全く読めない部分も当然あるんですけども、今のところは 3.0% 以内で収まっていくだろうという推測のもとに今回させていただいてます。必ずしもこれがベスト、一応アッパーだということではないかなと思ってますので、その辺はちょっと読めないところではありますけども、今のところ一時借入れの利率の改正も見込んで大体 1.45% がアッパーかなという感じで見てます。

その時に応じて状況を見ながら決めていくということで、私たちもできるだけ金利を安く抑えるために一時借入れの場合は金融機関同士を競わせて金利をできるだけ低い金利に抑えたりしてますけども、起債の場合は国のはうで決めていくということでありますので、この辺は市場金利と

は若干考え方方が違うのかなと思います。一応そういう形で押さえておりまして、今回は3.0%以内に何とか抑えるだろうということで、今回はこういう金利の設定をさせていただいたということです。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 全体では起債はもうたくさん、今まで事業やってますよね。そういう中で今回この2つの住宅関係の起債に伴う金利の引上げっていうか、その影響について補正しておりますけれども、今後今まで借りてるものについてはもう返済が始まったりしているので、日銀の云々ということが過去に遡って影響することはないと思います。後ほど結構ですので、今たくさん起債をしてる中でこのような影響を受けるのはどこなのかということを、できれば整理して資料としていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 回答は求められてはいないんですけども補足でちょっと説明させていただきますと、事業の内容によっても起債の金利は違うんですね。基本的には今後借りる部分についてはこの金利で、今まで借りてたものについては借りたときの金利ということになります。たくさん起債がありますので、ちょっと整理させていただいた中でまた御提示させていただければと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

小松議員。

○6番（小松弘幸君） 17ページ、2目有島記念館費、12節委託料の有島記念館絵本普及促進業務委託料ですが、これ昨年から実施している冬季の子ども向け遊具をリースすると聞いているんですけども、これリースということは委託料じゃなくて借上料に当たるのかなと思ってますけど。これはどうして委託料なのかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） ただいまの小松議員の御質問にお答えいたします。

今回の委託業務につきましては、主な内容としてはアスレチック型の遊具をリースするというものもありますが、その遊具につきましては有島武郎の作品をモチーフに本を出していただいている中井令さんという方の作品を使いたいと思っています。これは「1房の葡萄」を絵本にした作品なんですが、この絵本に関する遊具ですか看板パネル等をつくっていただいて、それをリースさせていただくのですが、それ以外にも著作権の関係ですか記念館の事業に使わせていただくにあたっての事業の許諾料といった支払い等もありまして、そういったことも含めて事業者に委託して設置していただくということで、委託料という費目で上げさせていただいているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 本来から言うと、リースの部分の借上料と委託する部分は別に載せるべきじゃないかと思ってるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） 内容としては借上げの部分も含んでおりますけれども、そういった手配も含めて全て委託業務で業者にお願いしたいということでの委託業務での計上とさせていただいております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

大野議員。

○2番（大野幹哉君） 今同僚議員の言ったところのリース料の関係ですけども、これ前年好評だったから今年もやりたいという説明があったかと思います。前年やって好評だったものなのに、どうして3月の予算に上げないのかなってちょっと不思議に思っております。補正って突然的に何かが壊れたとか緊急を要するものだと、そういうものにあるべきであって、正直言うと忘れてたのかとしか思いようがないんですよね。まして今回遊具のリース料などで165万という数字。こういったものを補正の中に組み込んでくるっていうスタイル、それは今後気をつけていただきたいという思いがあります。なぜ言うかと、今年は一般会計が始まりから104億で、今もう111億になると思うんです。ざっと振り返ってみると、前年で補正の総額は10億ぐらいとなってるんですね。だから補正の部分でいけば去年よりも少ないですけれども、大丈夫大丈夫っていうような感覚では困るし、今年は春に大きな予算を立てているのだから、そういう判断をしていただきたいということです。これに対する回答はあります。

もう1点、16ページ、今回学校管理費の中で需用費ですね、副町長の説明が速くて全てを聞き取れなかった部分もありますが、給湯関係この辺がすごいあったんですね、ニセコ小学校関係かな。その中に職員用の給湯も入ってたと思うんですけども、そちらが言葉ちょっとあれかもしれません、まだ壊れてないけど他の壊れてる部分に付随してっていうような話がありました。あと4か月後にはもう新年度予算ができるんです。たとえ15万足らずのものでもそこはきっとやっていただきたい。近藤小学校の灯油タンク、80万9,600円多分あったと思うんですけど、これは灯油タンクが漏れてたらそんなことにはならないと思うんですね。だからこういったものも含めて、まだ使える給湯の関係、灯油タンクの取り替え、これは多分取り替える金額じゃないかなと思ってるんですけども、組み込んだ理由をお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 淀野課長。

○総合教育課長（淀野伸隆君） ただいまの大野議員の御質問にお答えいたします。

まず有島記念館のほうですけれども、確かにちょっと当初から組み込めばよかったということもあるんですが、昨年の冬に実施した事業でして、当初予算の編成がある程度終わった段階だったということと、それからこれについては財源もしっかり確保してやりたいというところもありまして、今回市町村振興協会の補助事業もいただきながら、その補助決定をもらって実施したいというところもありましたので、補正計上とさせていただきました。当初予算の編成の中では計上漏れとか、そういうことのないように十分気をつけてまいりたいと思っております。

それからその前のページの学校管理費の需用費修繕料の関係です。たくさんあって説明が十分でなく申し訳ございませんでした。まずニセコ小学校の給湯器の関係ですけれども、職員が使っている給湯器の部品が壊れてるという状況があります。ポンプの交換が15万2,900円。それから真空部品の交換というところで14万8,500円、こういったものがかかる状況です。これらについては既に壊れてる中で大きな音が出て業務にも支障が出ているということで、今回急ぎで修繕をさせていただきたいと考えているところでございます。近藤小学校の灯油タンクにつきましては、実は脚

のほうが劣化をしておりまして、錆がきて場合によっては倒れてしまうような危険性があるのではないかということで、業者さんにも見ていただいて脚だけを直すのがいいのか、それとも全体を取り替えるのがいいのか、そういう検討させていただいてたところです。その上で全体を取り替えたほうが値段的にも安いということとこの先も使っていけるということで、今回予算計上させていただいたという流れになってございます。特にこの後、冬になっていく中で積雪で倒れる危険性もないかというところも含めて、早急に対応したいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 近藤小学校の灯油タンクの件ですが、錆がきてというのは鉄のものは必ず起きることであって、建物の屋根の塗装だとかそういうものと同じだと私は思っています。自分の家のホームタンクも、10年に1回ぐらい自分でペンキを塗ってというようなメンテナンスが必要と感じています。やはりそういうことで、できるだけそういう錆から守る、ただ塗料を塗るだけじゃなくて、今錆びているところを磨きをかけて錆止めを塗ってその上に塗装すると。そういうのも少し頭を使ってですね、こういうものは錆びてダメになったら替えればいいということも、ぜひ考えてやっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第9号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（青羽雄士君）　日程第11、議案第10号　令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第10号　令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12　議案第11号

○議長（青羽雄士君）　日程第12、議案第11号　令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 11 号 令和 7 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 12 号

○議長（青羽雄土君） 日程第 13、議案第 12 号 令和 7 年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 12 号 令和 7 年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 13 号

○議長（青羽雄土君） 日程第 14、議案第 13 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、タブレットのファイル 201-2 をお開きいただきたいと思います。
こちらの 1 ページ、議案第 13 号でございます。

日程第 14、議案第 13 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算について御説明をいたします。

令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,685 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111 億 513 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 18 日提出、ニセコ町長 田中健人。

次のページをお開きください。2 ページの第 1 表の歳入から 4 ページまでは記載のとおりでございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出ですが、今回の補正額合計 7,685 万 4,000 円の財源については、国道支出金が 7,214 万 8,000 円、一般財源が 470 万 6,000 円でございます。今回の補正によりまして、留保財源の残は 200 万 8,000 円となります。

それでは説明の都合上、歳出から御説明します。8 ページをお開きいただきたいと存じます。2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、2 目中長期在留者居住地届出等事務、17 節コンピューター機器備品 96 万円。こちらにつきましては、在留資格と入国履歴確認のためのパスポートスキャナーとノートパソコンの購入でございます。内訳はパスポートスキャナーが 15 万円、ノートパソコンが 16 万 8,000 円、計 34 万 9,800 円。それから、在留カード等券面プリンターが 39 万 8,000 円、デスクトップパソコンが 14 万 5,000 円、ディスプレー 1 万 1,500 円で計 60 万 9,950 円。合計しまして 96 万円でございます。現在複合機のスキャナーを利用してこれらの事務に対応しておりますが、件数が多く混雑時には複合機での他の業務ができない状況が発生しているための補正ということでございます。

9 ページ、3 款 2 項児童福祉費、1 目全体で 1,660 万円の計上でございます。令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」において、物価高対応子育て応援手当の支給が実施されることになりました。これに伴い 0 歳から高校 3 年生までの子ども 1 人当たり 2 万円の物価高対応子育て応援手当を支給をいたします。財源として物価高対応子育て応援手当支給事業補助金、10 分の 10、100% の補助金ですが、これを充当いたします。かかる経費ですが、まず 3 節職員時間外勤務手当は 12 万 5,000 円の計上、消耗品 5 万円は事務用品一式でございます。印刷製本費は通知用の封筒印刷 1,000 枚、通信運搬費 5 万 5,000 円は通知等の郵送料でございます。手数料 5 万 5,000 円は口座振込手数料 500 件分でございます。複合機使用料は 5 万 5,000 円の計上。北海道自治体情報システム協議会負担金に 22 万円。こちらは今回の支給事務に伴うシステム改修費でございます。その下、子育て応援特別手当交付金 1,600 万円は今回の物価高対応子育て応援手当の本体でございまして、2 万円掛ける 800 人分を計上してございます。なお、支給につきましては 3 月上旬頃から対象家庭に届くよう準備を進める予定でございます。

10 ページでございます。7 款 1 項 1 目商工業振興費、18 節物価高騰対応消費喚起事業補助 5,468 万 8,000 円。物価高騰に対応するべく地域の域内消費の推進、地域に欠かすことのできない商店街の維持発展、新たな接点の創出による地域コミュニティーの活性化などに資するポイント付与事業と

して、国の令和7年度補正予算で物価高騰対応重点支援地方交付金が配当となることから、全町民を対象にして実施すべく費用を補正するというものでございます。なお、当該事業は物価高騰対応消費喚起事業として綺羅カードシステムを活用し、きらペイを町民1人当たり1万円分を付与する形で実施をいたします。このため、計上した予算は補助金として支出し、商工会が事業主体となって実施させていただくという想定でございます。

11ページ、8款7項1目住宅管理費、10節修繕料150万円。これは公営住宅、特定公共賃貸住宅コーポ有島の各公営住宅について、団地の退去等に伴う修繕料に不足が見込まれるため補正をさせていただくというものでございます。その下、手数料20万7,000円は公営住宅に入居中の方がお亡くなりになり、近親者がいないことから、室内残留物の処分に係る費用を町で補正するというものでございます。残留の遺品については運搬費、処分手数料を含めます。例えば衣類、布団、生活雑貨、衣装ケース、家具などでございます。廃棄物処理手数料5万円はただいま御説明した部分ですが、冷蔵庫及びエアコンのリサイクル料でございます。その下、公営住宅営繕工事費284万9,000円。長期間の入居者が退去したということにより、高額な修繕費が必要な2件について、工事費を補正させていただくというものです。これについては有島団地2号棟内の内部修繕工事が113万800円。それから綺羅団地2号棟内の内部修繕工事が171万8,200円ということでございます。

続きまして、12ページから13ページにかけては、今回の補正で時間外勤務手当を補正し、給与費明細書に変更が生じましたので記載をしてございます。

お戻りいただきまして、6ページ、歳入でございます。15款2項1目1節重点支援交付金5,468万8,000円。これは先ほど御説明申し上げました国庫補助金できらペイを活用し、町民1人当たり1万円を交付する国の重点支援地方交付金の歳入補正でございます。

その下、2目2節物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金1,660万円。先ほどご説明いたしました0歳から高校3年生までの子ども1人当たり2万円を給付する事業の歳入補正でございます。

その下、3項1目2節中長期在留者居住地届出等事務委託金86万円。これも御説明したとおり在留資格と入居履歴確認のためのパスポートスキャナー、ノートパソコンの購入費に充てる国からの委託金歳入でございます。

7ページ、20款1項1目1節の前年度繰越金470万6,000円。歳入歳出の均衡を図るため、前年度繰越金を今回の補正に充当いたします。

最後に、これら令和7年度の一般会計補正予算はファイル999-4の補正予算資料No.2に内容を整理してございますので、御審議の参考としていただきたいと存じます。

議案第13号については以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分
再開 午後 2時30分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第13号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高井議員。

○5番（高井裕子君） 先ほどの説明の中の1人当たり1万円のきらペイ付与事業となってるんですけども、もし分かればなんですが、きらペイとなると綺羅カードという認識になるかと思うんですけども、綺羅カードを持ってない方というか、どういうふうな配布方法があるのか決まっていれば教えていただきたいと思います。

○商工観光課長（馬渕由香君） ただいまの高井議員の御質問にお答えします。

現在の予定では、今持っている綺羅カードに付与するのではなくて、1万円を入れたきらペイというカードを全世帯に配布する予定になってございます。その配布は今のところの予定でいきますと、2月上旬までに届くようなスケジュールで今考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 8ページ、外国人対応ということでコンピューター機器、備品購入という説明をいただきました。私も来るたびにものすごい数の外国人の方が並んでて、そういう状況を見てたんですけども、今回このパソコン、スキャナー、プリンターなど、対応を早くするためのものということですが、入れるのはいいんですけども、もちろん大事だと思っていますが、この機器を入れることによってどのぐらいスピード感が増えるのか、また例えば今回11月12月にどのぐらいの外国人が登録された、入ってきているのか、もし分かればよろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高瀬議員の質問にお答えしたいと思います。

まずスキャナーを入れることでどの程度早くなるかということなんんですけども、実は今うちの課にあるコピー機でやってるんですけども、うちの課っていうのはどっちかというとコピーをそんなに使わないところなので、役場の中でたぶん一番能力の低いプリンターが入っているということで結構遅いんです。他の課のところに行ってやることもあるんですが、そうすると他の課の人の仕事を邪魔するってことで遠慮がちに行ってやっています。スキャナーってどんなものがあるかいろいろ検討した結果、本当にすっと読み込めるような早いものなので、その分ずっとやるのとさつとの差なんで、それが1日多いときで100件くらい来られるのですが、パスポートの印字されてるところ全部コピーしていくので、かなりの時短になるかなと思っております。

あと12月16日の朝確認現在なんんですけども、1,123人の外国人、これ全部入ってきた人数なくて今いる人数にはなるんですけども、1,123人の外国人登録がありまして、昨年ですとマックスで1,050人だったので、もう12月の中現在で70名以上が増えているという形です。これからも入ってきますし、昨日議会が昼に終わって戻ってきたときも人が並んでるような状態だったので、このスキャナーを入れることによって、この機械自体がすぐ入るわけじゃないんですけども、来年度以降はかなりス

ムーズにいくんじゃないかなと思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 先ほどのきらペイの関係なんですけども、前も質問したかもしれないですが、今後そのきらペイの機能っていうのは地域通貨につながるような機能だと思っておりますけれども、今後送られてきたカードに自分でお金を足すということが、今はできないと思うんですけども、そういういった発展形を今後検討されるのかどうか、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

きらペイにつきましてはあくまでもキャンペーンの主体は商工会ですので、商工会さんのほうで今いろいろとその機能ですとか、あるいは加盟店の増加、それから円滑な運営を含めたところを将来的にわたって検討しているというところで、それは直接企画サイドの私のほうでは把握できていなかつたが、取り組んでいくことに対して町も支援というか、協力していくという体制は引き続きということでおろしいかと思います。

議員おっしゃる地域通貨的なところにつきましては、昨年度eumoを使った給付金ということで1人5,000円を今年の年初に給付したところではあるんですけども、先だってのいろいろな説明会のときにも今後さらに検討が必要としておりまして、具体的に今何をどうするというところはまだ見えてはいません。昨年度実施した内容も含めて、これからさらに検討した上での地域通貨の導入を見据えた取組も必要と考えているところで、今段階では今回のこの1万円の給付に対して地域通貨との接点というところまではいっていないのが現状でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第13号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第 15、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、御手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は御手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第 16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第 16、閉会中の継続調査の申出についての件を議題とします。

議会運営委員長より御手元に配付したとおり、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時43分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 17 発議第 8 号

○議長（青羽雄士君） 追加日程があります。

榎原議員ほかから発議第 8 号、議案第 7 号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

発議第 8 号について、日程に追加し、追加日程第 17 として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第8号の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

○議長（青羽雄士君）　日程第17、発議第8号　議案第7号ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

榎原龍弥議員。

○4番（榎原龍弥君）　発議第8号については、私榎原が提出者となり、同僚議員が賛成者となって提案するものです。本文の朗読をもって、提案説明とさせていただきます。ファイル204です。

議案第7号ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議。

本日、ニセコ町宿泊税条例の改正案が多数の議論を経て、採決の結果、提案どおり可決されました。本改正案の上程は主に北海道宿泊税条例の施行が令和8年4月1日に迫っていることが要因である。町は短期のスケジュールのもとではあるが、議会や事業者への説明やアンケートを実施し、関係者の理解を得られたものと説明した。しかし、この間にいくつかの事業者からは説明不足、説明不十分との声が議会にも寄せられてきた。

宿泊税は、今後のニセコ町の持続的な観光振興に資するため、事業者を通して宿泊される皆さんから徴収しお預かりして町に納付いただくものである。その意味では、事業者と町との信頼関係は極めて重要である。

今後、町として宿泊税の徴収から使途の決定、予算の執行まで、この信頼関係が大きな基礎となっていく。したがって、町は今後一層事業者との意思疎通や情報共有に向けての努力を行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和7年12月18日、北海道ニセコ町議会。

○議長（青羽雄士君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議第8号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第8号、議案第7号ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議についての件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成の者、起立 (9名))

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和7年第9回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 青羽雄士 (原本自署)

署名議員 木下裕三 (原本自署)

署名議員 篠原正男 (原本自署)